

アンチダンピング措置の共同申請に向けた検討のモデルケース

参 考 資 料

1. アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会（ＡＤ共同申請促進研究会）について	
1－1. 開催趣旨	1
1－2. 委員名簿	2
1－3. 検討経緯	3
2. 第１回ＡＤ共同申請促進研究会関係	
2－1. 議事要旨	4
2－2. アンチダンピング措置の概要と申請プロセスについて	8
2－3. アンチダンピング措置の共同申請の仮想事例	20
3. 第２回ＡＤ共同申請促進研究会関係	
3－1. 議事要旨	22
3－2. ノア・ペニントンの法理とアンチダンピング申請（藤井委員提出）	30
3－3. アンチダンピングの共同申請と競争法（武田委員提出）	34
3－4. 「アンチダンピング措置の共同申請」における独占禁止法上の考え方について （公正取引委員会提出）	37
4. 第３回ＡＤ共同申請促進研究会関係	
4－1. 議事要旨	43

令和２年１０月

経 済 産 業 省

アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の 活用促進に関する研究会の開催について

令和2年8月26日
経済産業省
特殊関税等調査室

1. 開催趣旨

アンチダンピング措置は、不当廉売（ダンピング）輸出に対してその価格差に相当する関税を賦課できる、WTO協定上認められた措置である。我が国の産業を他国の不公正貿易措置から救済するため、アンチダンピング措置が適切に活用されることが重要である。

アンチダンピング措置の発動は、通常、国内生産者の申請によってなされるが、申請に当たっては国内の総生産高の4分の1以上を占める生産者によるものであること等の要件を満たすことが必要なことから、複数の事業者が共同して又は事業者団体として申請することが多い。

一方で、複数の事業者又は事業者団体による申請に当たっては、申請に向けた意思決定のための事業者間の調整に係るコストや、申請に当たって必要な価格や収益に関する情報交換に係るコンプライアンス上の懸念といった課題があり、こうした課題が事業者・事業者団体に対して申請への萎縮効果をもたらし、アンチダンピング措置が十分に活用されない要因となっているのではないかと指摘が、令和元年12月の産業構造審議会貿易経済協力分科会特殊貿易措置小委員会において複数の委員からなされたところである。

こうした状況を踏まえ、本研究会は、アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請に当たっての課題を整理し、解決方向を議論することを目的とする。

2. 本研究会の構成等

- ・委員は別紙のとおりとする。
- ・本研究会の事務局は、経済産業省特殊関税等調査室とする。

3. 本研究会及び配付資料等の公開について

- ・本研究会は、委員の率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。
- ・配付資料の取扱いは、事務局が資料提出者と相談して対応を決定する。
- ・研究会の議事概要は、事務局が作成し、必要に応じて発言者の特定可能性についても考慮し、発言者の確認を経て公開する。

以上

アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の
活用促進に関する研究会 委員名簿

(敬称略・50 音順)

神戸大学大学院法学研究科教授	川島 富士雄
上智大学法学部教授	川瀬 剛志
神戸大学大学院法学研究科教授	泉水 文雄
大阪大学大学院法学研究科教授	武田 邦宣
アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー	中川 裕茂
長島・大野・常松法律事務所パートナー	服部 薫
西村あさひ法律事務所パートナー	藤井 康次郎

アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会

検 討 経 緯

令和２年８月２６日 第１回ＡＤ共同申請促進研究会

議題１ アンチダンピング措置の概要と申請プロセスについて

議題２ アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の促進に向けた論点整理

令和２年９月３０日 第２回ＡＤ共同申請促進研究会

議題１ 米国・ＥＵにおけるアンチダンピング措置の共同申請に係る競争法上の
取扱いについて

議題２ アンチダンピング措置の共同申請における独占禁止法上の考え方について

令和２年１０月２３日 第３回ＡＤ共同申請促進研究会

議題 アンチダンピング措置の共同申請に向けた検討のモデルケース（案）に
ついて

第1回アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時：令和2年8月26日（水）13時～15時
- 2 場 所：ウェブ会議
- 3 出席委員：川瀬委員（座長）、川島委員、泉水委員、武田委員、中川委員、服部委員、藤井委員
- 4 議事要旨：

座長を選任後、事務局から資料1及び2に沿って、研究会の開催趣旨及び委員の構成について説明した。次に、事務局から資料3及び4について説明した後、討議を行った。討議の概要は以下のとおり。

○ AD共同申請の初期段階における同業他社との接触について

（泉水委員）

- 独占禁止法上の懸念を回避するためには、弁護士に依頼して、情報を弁護士に集約することとし、集約したデータは個々の企業には戻さないこととすれば、独占禁止法上の問題は生じず、一番有効な方法と考える。
- アンチダンピング（AD）申請検討の初期段階で弁護士にまだ依頼をしていない場合、基本的には、営業の職員が他社の営業職員と会って価格等の機微情報をやり取りするのは独占禁止法違反のリスクがある。ここまではやっていいということは独占禁止法の解釈からは言えないが、リスクを軽減する方法としては、機微情報を交換しないで、公表情報や民間データ会社が有するデータベースを使う、営業部を使わないようにして経営企画部や法務部が他社との間で情報交換をするなど考えられる。
- ノア・ペニントンの法理については、アメリカ合衆国憲法の請願権が日本の憲法でどのようなものになるかといった憲法上の論点もあり、この法理を日本に直ちに導入することは難しい。

（武田委員）

- 米国の1995年の国際事業活動ガイドラインには、AD申請についてどこまで競業他社と情報交換することができるかが記載されている。これによると、ノア・ペニントンの法理で保護されるのは、AD申請に必要な不可欠な情報であって、それを超えるもの、例えば、費用や価格、価格トレンド、利潤率についての情報交換は、ノア・ペニントンの法理の保護対象外になるとされている。
- 独占禁止法上の情報交換に関しては、米司法省とFTCの水平協力ガイドラインやEUの水平協力ガイドラインでは、過去のデータ共有か継続的な情報共有かといった視点が重要とされている。AD申請における情報交換が過去のデータにとどまるのか、そうしたデータの交換をずっと続けていくのか、こうした観点からの精査が必要。
- 独占禁止法上の意思の連絡に関する懸念がある場合には、第三者に情報集約、若しくは営業部を情報共有主体に入れないという選択肢が考えられる。今後の検討では、どのような情報交換が許されるのかという問題とレメディーをどうするのかという問題を分けて考える必要がある。

（服部委員）

- 企業同士がM&Aを検討する際、事業者が競争事業者に話を持ちかけること自体は独占禁止法に抵触しないと理解。ただ、そこから進んで協議を進めるときに情報交換の問題が生ずる。一方、競合他社に入札の意思を確認するのはカルテルや談合として認められない。この違いは、共同遂行の正当な理由があるかどうかであり、共同申請の意思確認は、AD申請に共同申請がほぼ必須であることからすると、前者にカテゴライズされるのではないか。
- 競争制限に当たるのは、交換した情報を営業活動に使うことなので、そうした権限がない者が情報共有をすることが望ましい。また、何が機微情報に当たるか、陳腐化するまでの期間も業種によって異なる。

（藤井委員）

- ノア・ペニントンの法理の日本法への適用の可否にかかわらず、機微情報の交換を伴わないAD申請の検討は独占禁止法上問題無いと考える。また、日本の憲法にも請願権や表現の自由に関する規定があるので、ノア・ペニントンの法理と同じような考慮があって然るべきと考える。
- 実務上の問題はその先にある機微情報のやりとりであり、何かしらのモデルケースを企業に示すことで注意喚起ができるのではないかと考える。そうした企業の不安を払拭することが貿易救済措置の活性化に重要。

（中川委員）

- 事業部の関与なしで申請検討はできないため、法務部と事業部が一緒に取り組む必要。
- 交換が必要な情報は過去情報が基本だが、将来情報が協議の中では出てくることも当然予想されるものであり、過去情報に限定した議論は現実的ではない。クリーンチームだけで対応可能かという議論もでていたが、仮に事業部から一人クリーンチームに来てもらっても、その人だけでできるものではない。
- 初期段階から経済産業省に相談してもらい、情報隔壁になるような第三者の介在をアドバイスするのが良いと考える。

（川島委員）

- AD措置により結果として輸入量が減少した場合に、競争の実質的制限といわれるかもしれないが、独占禁止法第2条第6項に「相互に事業活動を拘束し」とあり、AD申請はそもそも「事業活動」に当たらないのではないかと考える。また、（AD措置による輸入品の排除は）私的独占とはいえなくもないが、ノア・ペニントンの法理ないしそれに類似の原理等で要件を満たさないと整理することが可能ではないかと考える。
- 情報交換について、過去のデータだとしても、勝訴の見込みや勝算を得るために確度の高い情報を得ようと考えれば、独占禁止法に衝突しやすいシチュエーションがありうる。こういうときに情報遮断をしてしまうとうまく申請準備ができなくなってしまうのではないかと考える。

○ A D 共同申請の検討における同業他社との情報共有について

(川島委員)

- 調査開始の段階で、共同申請に躊躇している他社を説得するために、どこまで情報が必要なのか。共有が必要かつ共有することが重要な情報だが、独占禁止法上のリスクが高い情報をどうするかということについて議論したい。
- 例えば、営業現場の声は、因果関係判断で重要な情報だと思っている。これを情報交換できるのであれば、勝訴の見込みは立つが、独占禁止法上のリスクは高い。このように、二つの要素が衝突しやすいところに焦点を当てて議論するとよいと考える。

(藤井委員)

- 情報の粒度がもう一つ重要なパラメータだと思っている。高リスク情報でも粒度が荒い情報、例えば、具体的な数字を出さずに方向性・傾向にとどめるというのが一つの方法。具体的な数字を出してしまうと交換不可となってしまう。また、営業現場の声に関しても、通関統計から輸出国の価格が分かっている中で、輸出国企業の価格に対抗してほしいという話があるかという程度であれば、独占禁止法上の問題も生じない可能性があるのではないか。

(泉水委員)

- 過去の情報なら共有してもよいというのは、一般論はそうだが、価格の決め方によっては過去の情報でもセンシティブ情報であり、誰に対する販売価格なのかが個別に特定できるような形も問題があるのではないか。ガイドラインでは確かに過去の情報がいいとなっているが、それは統計データとして中間値を公表するような形にするという前提がある。

(武田委員)

- (仮想事例において) コストカットを図っているC社をA D 申請に巻き込もうとする点については、今回の研究会における情報交換に係る論点とは別の独占禁止法上の論点が生じるのではないか。

○ A D 共同申請に向けたコスト懸念について

(中川委員)

- 弁護士費用に関しては、(仮想事例において) マーケットシェアの高いC社1社だけで申請できる場合もある。C社の担当者が直接経済産業省と調整したり、申請に際して数社の数字を合算しなくてもよくなれば、コストが抑えられる。C社への説得方法として、C社だけでも申請ができ、コストが低く抑えられるということも考えられるのではないか。

(藤井委員)

- 弁護士費用を抑えようと思うと、企業側の手間が増え、リソースがかかってしまう。
- コストを下げるという工夫も必要だが、コストとベネフィットの比較衡量で進めていくべき。A D措置の暫定措置・確定措置で、どれくらいのメリットが企業にあるのか、過去の事例から示すことができるのではないかと。ベネフィットが大きければ、社内のリソースを使うことへの理解も得られる。そういった投資の感覚を企業が持つことができれば、A D申請が活性化するのではないかと。

(服部委員)

- 日本はA D措置を最終的に発動している件数が少なく、コストをかけるだけの意味のある武器なのだと思う必要がある。申請時に、ある程度いけそうだという見込みを示すため、申請件数と調査開始件数の情報開示なども必要なのではないかと。

○ 事業者団体のA D申請への関与について

(泉水委員)

- 事業者団体が企業にA D申請に参加するよう強いることは、独占禁止法第8条第4項の問題が生じうる。
- 事業者団体が企業の過去の情報を収集して、企業が特定されない形で総量や平均値を提供することは問題ないのではないかと。

(中川委員)

- 事業者団体が申請者になる場合は、事業者団体の事務局がどこまで関われるかという問題がある。出向者が多い事業者団体もある中で、事業者団体に対してあまり情報を出したくないという企業もある。事務局に情報を集約する能力があるかどうかも問題。
- A D申請の検討の初期段階では、事業者団体で弁護士を早めに雇ってもらうことが共同申請を進める上で重要になるのではないかと。また、概括的な情報だけではA D申請は進まないで、生データの統合が重要。企業に情報はフィードバックできない中で、どうやって独占禁止法上の問題を生じさせずにA D申請を進めていくかが重要。

(以上)

アンチダンピング措置の概要と 申請プロセスについて

令和2年8月26日

貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室

1. WTO協定上の貿易救済措置について

1-(1). W T O協定の諸原則と貿易救済措置の関係

- GATTでは、最恵国待遇、内国民待遇等の貿易自由化のための基本的な原則を規定。
- 他方、GATTでは、**基本的な原則に対する例外***として、一定の条件のもとで通常の関税率を超えて課税すること等（貿易救済措置）を認めており、**調査や発動に必要なルールを規定。**

W T O上の原則 —貿易自由化の原則—

● 最恵国待遇原則（MFN; GATT第1条）

いずれかの国の産品に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国の同種の産品に対して、即時かつ無条件に与えなければならない。

● 内国民待遇原則（GATT第3条）

輸入品に対して適用される内国税や国内法令について、同種の国内産品に対して与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない

● 数量制限の一般的廃止の原則（GATT第11条）

● 譲許税率を超える関税賦課の禁止（GATT第2条）

W T O原則の例外

アンチダンピング措置 (GATT 6条及びAD協定)

輸出国内よりも安く輸出される産品により輸入国の国内産業に損害が生じる場合に、安値輸出に相当する額を上限に関税を賦課できる

補助金相殺関税措置 (GATT 6・16条及びSCM協定)

輸出国政府から補助金による支援がされている産品により輸入国の国内産業に損害が生じた場合に、補助金相当の関税を賦課できる。

セーフガード措置 (GATT 19条及びSG協定)

輸入急増により国内産業に重大な損害が生じる場合に、関税賦課、数量制限により輸入国の国内産業を保護できる。

* WTO原則の例外としては、他にも一般的例外（GATT20条）、安全保障例外（GATT21条）などがある。²

1-(2). W T O協定上の貿易救済措置の比較

- WTO協定上のアンチダンピング措置、補助金相殺関税措置、セーフガード措置の3つをあわせて貿易救済措置（Trade Remedy Measures）と呼ばれている。
- アンチダンピング措置及び補助金相殺関税措置は不公正な貿易を是正するための措置。

	アンチダンピング	補助金相殺関税	セーフガード
	「不公正」な貿易 に対してとられる	「不公正」な貿易 に対してとられる	「公正」な貿易 に対してとられる
発動のための要件	● ダンピング ● 実質的な損害 ● 因果関係	● 補助金の存続 ● 実質的な損害 ● 因果関係	● 事情の予見されなかった発展 ● 輸入増大 ● 重大な損害 ● 因果関係
措置の内容	関税の賦課	関税の賦課	輸入増加をもたらす原因となるGATT上の義務の停止（関税引上げ、数量制限）
措置の対象	特定国の特定企業 からの輸入品	特定国の特定企業 からの輸入品	全てのWTO加盟国* からの輸入
措置の期間	5年（延長可能）	5年（延長可能）	4年（延長しても最長8年）

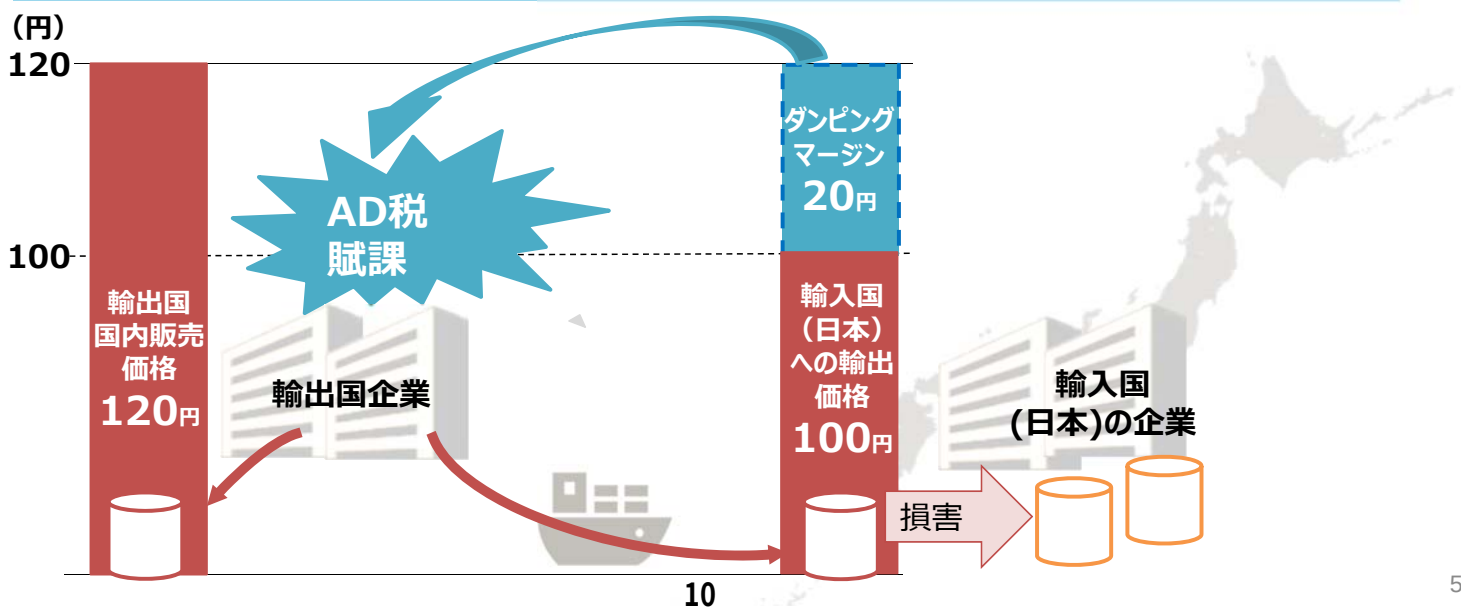
* SG協定第9条では、途上国を適用除外にすることができ旨を規定されている。

2. アンチダンピング措置の概要

4

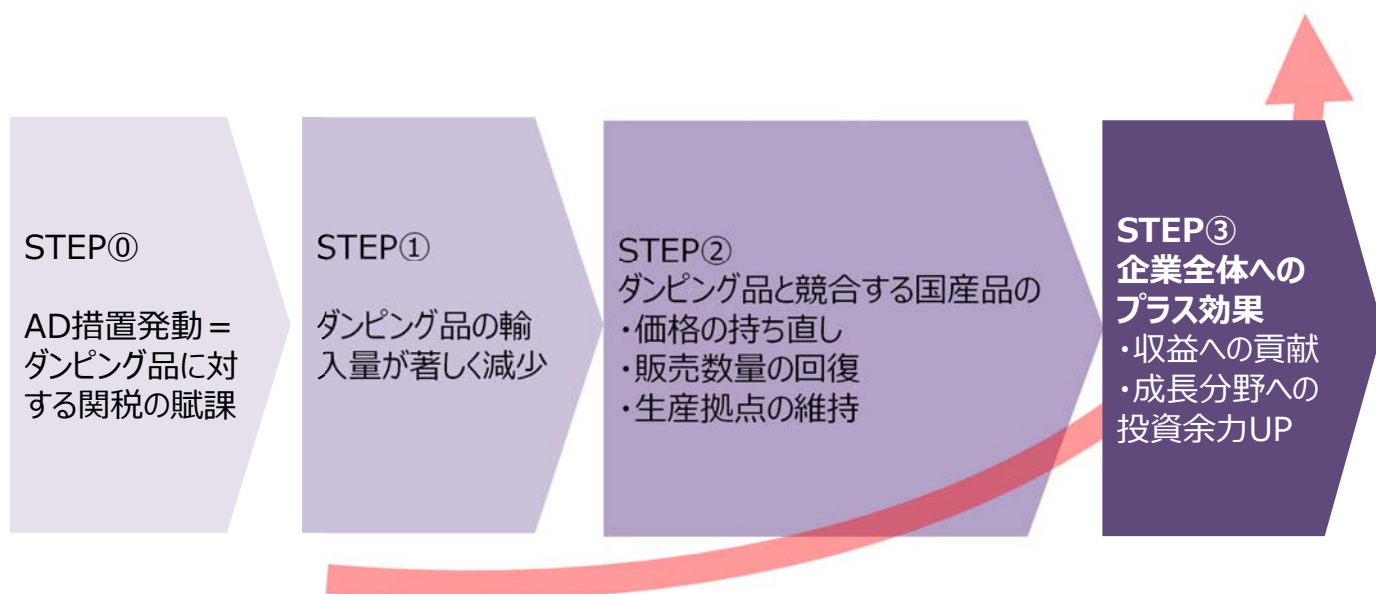
2-(1). アンチダンピング措置の概要

- アンチダンピング（AD）措置とは、政府（経済産業省・財務省）が実施する調査において
 - ① 輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出（ダンピング輸出）が存在し、
 - ② 輸入国（日本）の国内産業に損害が生じており、
 - ③ ①と②に因果関係が認められた場合に、その価格差に相当する関税を賦課できるWTO協定において認められた措置。



2-(2). AD措置による効果

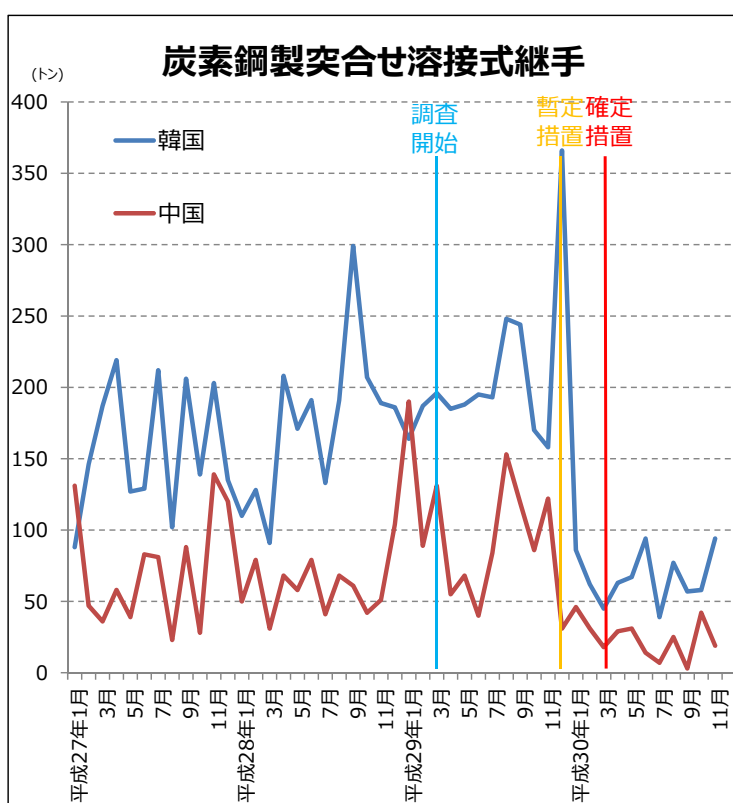
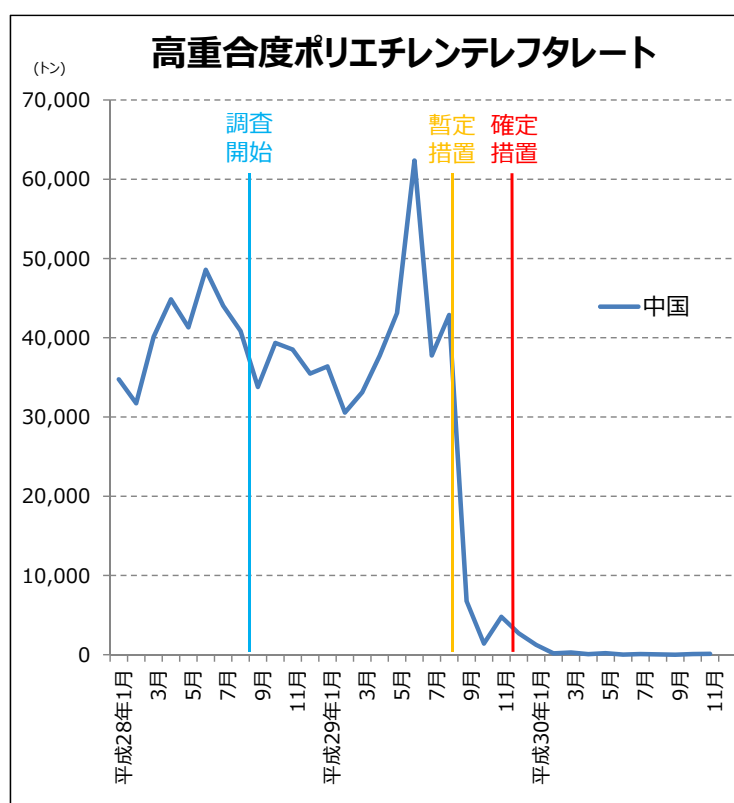
- AD措置によりダンピング品の価格を是正することで、①ダンピング品の輸入が著しく減少し、②ダンピング品と競合する国産品の国内販売価格の持ち直し等が実現できるだけでなく、③企業全体へのプラス効果も期待できる。



6

2-(2). AD措置による効果STEP①ダンピング品の輸入量が著しく減少

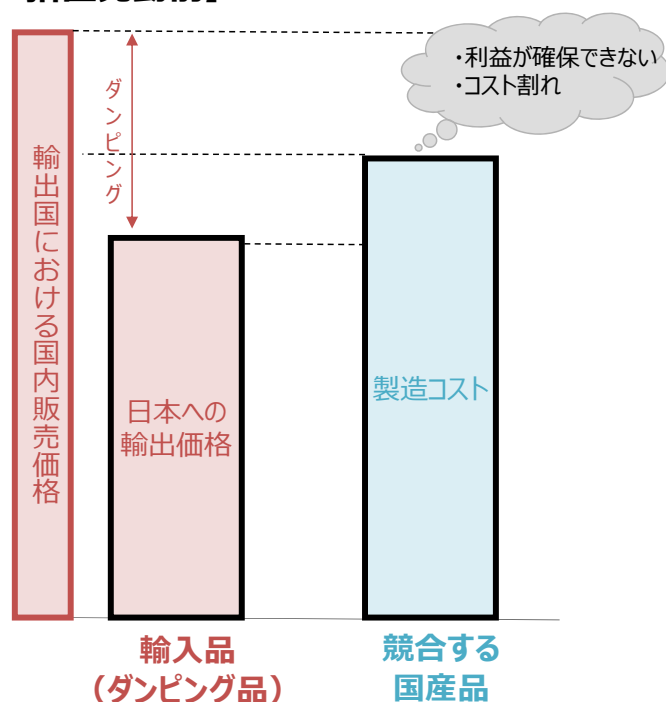
- AD措置発動後、ダンピング品の輸入量が著しく減少。



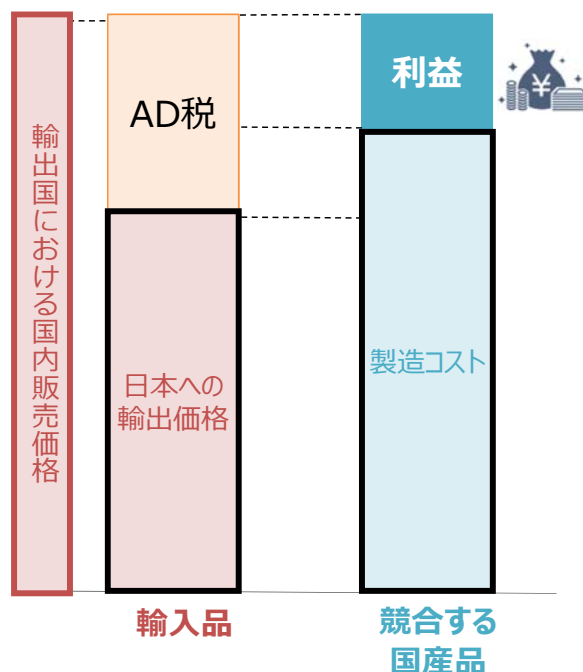
2-(2). AD措置による効果STEP②国産品の価格の持ち直し

- AD措置により、ダンピング品にAD税が課されることで、ダンピング品と競合していた国産品について、適正な価格設定が可能となり、利益を確保できるように。

【AD措置発動前】



【AD措置発動後】

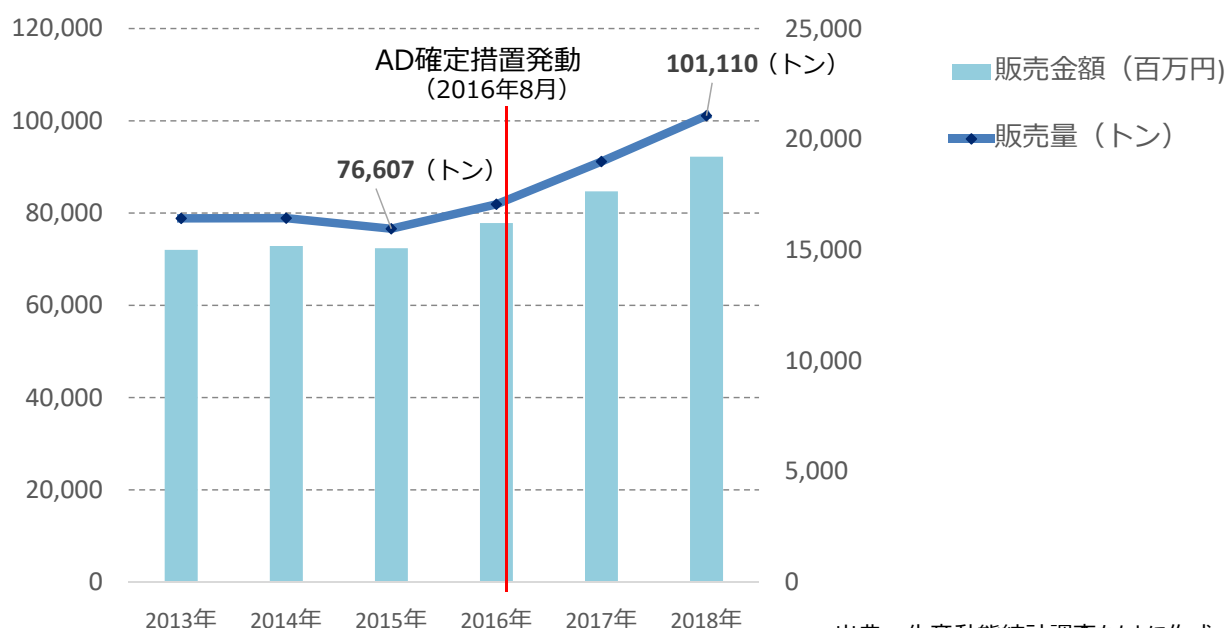


8

2-(2). AD措置による効果STEP②国産品の販売数量の回復

- AD措置発動後、ダンピング品の輸入量が著しく減少することで、国産品の国内販売数量が回復し、売上が増加。

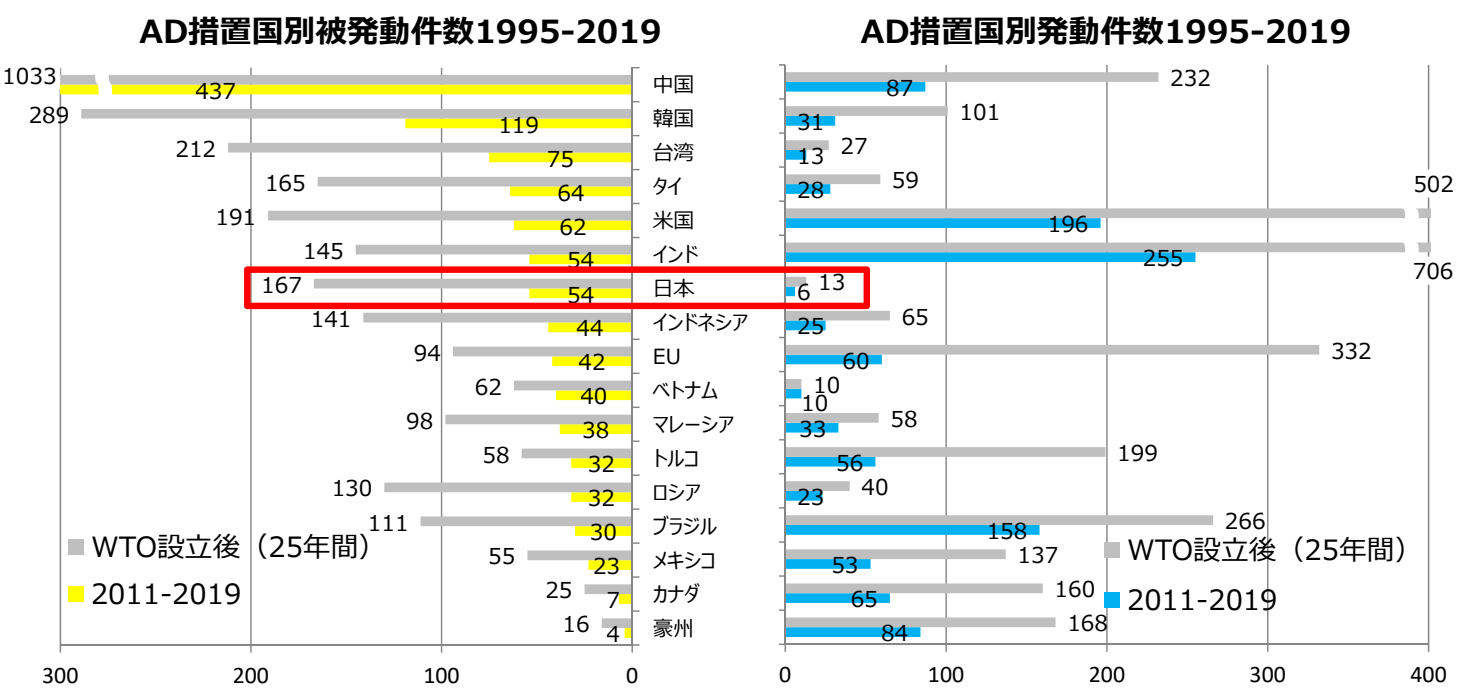
水酸化カリウムの国産品販売数量・額の推移



出典：生産動態統計調査をもとに作成

2-(3). 世界・日本におけるAD措置活用状況①

- 世界各国では、AD措置が積極的に活用されている。
- 日本の発動実績は少なく、また、発動件数に比べて被発動件数が圧倒的に多い。



出所：WTO統計 10

2-(3). 世界・日本におけるAD措置活用状況②



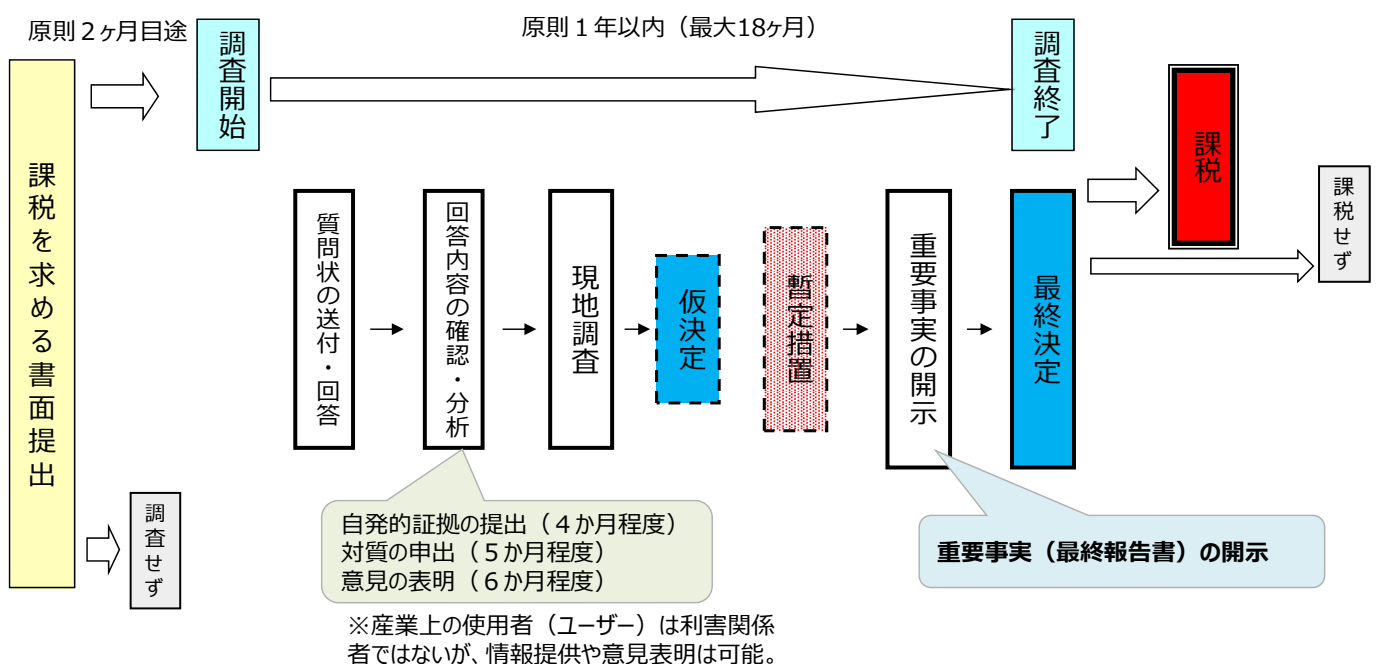
日本におけるAD措置発動実績				
対象産品	主な用途	対象国	税率	課税期間
綿糸	天然繊維 (衣料用等)	パキスタン	2.1% - 9.9%	1995.8 - 1999.7
ポリエステル短繊維	合成繊維 (衣料・寝具用等)	韓国・台湾	6.0% - 13.5%	2002.7.- 2012.6
電解二酸化マンガン	乾電池の正極材材料	オーストラリア	29.3%	2008.9 - 2013.8
		スペイン・南アフリカ	14.0% - 14.5%	2008.9 - 2019.3
		中国	34.3% - 46.5%	2008.9 - 2024.2
トルエンジソシアナート	ポリウレタン原料	中国	69.4%	2015.4 - 2020.4
水酸化カリウム	化学肥料や電解液の原料	韓国・中国	49.5% - 73.7%	2016.8 - 2021.8
高重合度ポリエチレンテレフタレート	PETボトル原料	中国	39.8% - 53.0%	2017.12 - 2022.12
炭素鋼製突合せ溶接式継手	配管用金属部材	韓国・中国	41.8% - 69.2%	2018.3 - 2023.3

3. アンチダンピング措置の申請について

12

3-(1). AD措置発動に向けたプロセス

- 国内企業は、AD課税を求める申請をすることが可能。
- 申請を受けて、調査当局が利害関係者への質問、現地調査により証拠を収集し、AD措置の発動要件を満たすか調査を行う。



3-(2). AD共同申請プロセスの各段階における意思疎通や情報交換

- AD措置の共同申請プロセス、特に一定程度の検討を事業者間で直接行う場合においては、意思の連絡（共同申請の意思疎通等）は必然的に生じる。また、共同申請までの過程で、競争事業者との間で一定の情報交換等を行う必要がある。

1. 検討初期段階

- 競争事業者間でAD措置の共同申請について意思疎通
- 共同申請を検討する際に必要な最低限の情報交換（ダンピング輸入品に苦しめられている事実等）

2. 検討中期段階

- 各事業者の対象産品に係る事業についての情報（販売価格、生産高、国内販売量、売上高、営業利益等）を収集、合算
- ダンピング輸入品に係る情報の収集（代表者1社による収集で可）
- 収集、合算した情報をもとに、申請の検討を進めるかの方針を決定

3. 検討後期段階（申請書作成段階）

- 上記2. で収集した情報以外に申請に必要な情報（損害15指標、事業者とユーザーの間の交渉で具体的に輸入品を引き合いに出された情報等）を収集
- これらの収集、合算した情報をもとに、申請書ドラフトを作成し、当局と調整

14

3-(3). 初期段階の課題：業界の合意に関する要件の充足

- 申請段階・調査開始段階においては業界内の一定の合意が必要。
- 要件を充足する必要から、複数企業による共同申請のニーズあり。（我が国のAD申請のうち4分の3は共同申請又は業界団体によるもの）
 - ※ 同業の企業間における横並びの意識（フリーライドや、ユーザー企業等からの反発への懸念）も、共同申請のニーズに寄与。
- このため、AD申請の検討を始めるに当たっては、同業他社との連絡が必要。

申請時に必要となる要件

$\frac{\text{申請者の生産高}^*}{\text{国内総生産高}^{**}}$	$\geq 25\%$
---	-------------

*輸入生産者等の生産高は除く。（「調査開始時に必要となる要件」についても同様。）
**業界団体で申請を行う場合は、団体の構成員の2以上の者が調査対象製品を生産していることが必要。

調査開始時に必要となる要件

申請を支持する国内生産者の生産高	$>$	$\text{申請に反対する国内生産者の生産高}^*$
---------------------------	-----	-----------------------------

*申請に支持も反対も表明しない者は、この要件の算定時に考慮しない。

3-(4). 中期段階の課題：AD申請の成否の検討

- AD申請の中期段階では、AD申請の勝算と申請のコスト（弁護士に依頼して本格的な検討を進めるか）が比較衡量される。
- 検討には申請に必要なデータのうち、主なものを用いることが多い。

AD申請相談フォーム（抜粋）

（３）ダンピングの状況

※例えば、対象国の国内販売価格、対象国から日本への輸出価格について記載する（自由記述）

（４）輸入動向（データソース：○○○○）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
全世界からの 輸入量（T）					
対象国からの 輸入量（T） （国ごとに記載）					

※「年度」は貴社会計年度を指し、2019年度は2019年度直近月次決算累計とする。

（５）価格動向（データソース：○○○○）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
国産品（自社製 品）の国内販売価 格（円/kg）					
対象国産品の日本 国内での販売価格 （円/kg）（国ごと に記載）					

※「年度」は貴社会計年度を指し、2019年度は2019年度直近月次決算累計とする。
※対象国産品の価格情報は、営業活動等により把握できた情報等をベースに記載してもよい。

16

3-(4). 中期段階の課題：AD申請の成否の検討

- 損害の立証については、損害指標の一部のみを用いて試算。
- 自社のデータのみでの検討が基本だが、より精緻な検討のため、他社のデータも踏まえた検討が必要となるケースも多い。

AD申請相談フォーム（抜粋）

（６）損害指標等（一部のみ）（自社の調査対象産品に係るデータのみを記載）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
生産量（kg）					
国内販売量（kg）					
自家消費量（kg）					
売上高（円）					
売上原価（円）					
営業利益（円）					

※「年度」は貴社会計年度を指し、2019年度は2019年度直近月次決算累計とする。

（７）因果関係

- 対象産品の影響以外（例えば、調査対象国以外の国からの輸入品）で損害指標等が大きく変動した場合（自由記述）：

3-(5). 後期段階の課題：AD措置の申請書作成

- AD措置の申請に当たっては、AD措置の発動要件（①ダンピング、②国内産業への損害、③両者の因果関係）を満たすことの証拠を合理的に入手可能な範囲で提出する必要。
- 申請書の作成に当たっては、専門知識を有する弁護士に依頼する場合がほとんど。

申請に必要となる主な情報

申請書の構成例

① 調査対象製品の定義（製品の特性に関する情報）

① ダンピング

以下を用いてダンピングマージンを計算（原則1年分の情報を基に計算）

- ・ 日本向け輸出価格
- ・ 正常価格（輸出国国内販売価格）
- ・ 控除費用等

③ 両者の因果関係

営業現場での声
ダンピング以外の要因の説明

② 国内産業への損害

原則過去3年以上、以下の項目を検証

- ・ 調査対象製品の輸入量の推移
- ・ 国産品・輸入品の価格比較
- ・ 損害15指標

1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所.....	1
2. 不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴.....	1
2-1. 不当廉売された貨物の品名.....	1
2-2. 不当廉売された貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号.....	1
2-3. 不当廉売された貨物の銘柄、型式及び特徴.....	1
3. 不当廉売された貨物の供給者又は供給国.....	3
4. 本邦の産業に利益関係を有する者に該当する事情.....	3
4-1. 本邦の産業が生産する不当廉売された貨物と同種の貨物.....	3
4-2. 申請者が本邦の産業に利益関係を有する者に該当することの説明.....	5
5. 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要.....	6
5-1. 不当廉売された貨物の輸入の事実.....	6
5-1-1. 正常価格.....	6
5-1-2. 本邦向け輸出価格.....	7
5-1-3. 不当廉売差額（ダンピング・マージン）.....	8
5-2. 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要.....	9
5-2-1. 不当廉売された貨物の輸入量.....	9
5-2-2. 不当廉売された貨物の輸入が本邦産の同種の貨物の価格に及ぼす影響.....	9
5-2-3. 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響.....	10
5-2-4. 因果関係.....	11
6. 本書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由.....	12
7. 関税定率法第8条第4項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況.....	13
8. その他参考となるべき事項.....	13
8-1. 不当廉売された貨物の輸入者.....	13
8-2. 不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等.....	13
8-3. 不当廉売された貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体.....	13
8-4. 不当廉売された貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況.....	14

調査対象製品の定義

ダンピング

国内産業への損害

因果関係

「合理的に入手可能な」情報で記載

18

3-(6). 申請に必要となる情報の具体的内容

企業の秘密情報

① 調査対象製品の定義（製品の特性に関する情報）

物理的及び化学的特性、製造工程、用途、流通経路、輸入統計品目番号等を検討。

① ダンピング

以下を用いてダンピングマージンを計算（原則1年分の情報を基に計算）

- ・ 日本向け輸出価格（ベース：貿易統計等）
- ・ 正常価格（輸出国国内販売価格）（ベース：業界紙等）
- ・ これらを比較するにあたって控除すべき経費等

③ 両者の因果関係

営業現場での声（例：輸入品を引き合いに出され失注が増加している）

ダンピング以外の要因の説明（例：第三国からの輸入量、第三国品の日本国内での販売価格）

② 国内産業への損害

原則過去3年以上、以下の項目を検証

- ・ 調査対象製品の輸入量の推移（ベース：国内統計、貿易統計等）
- ・ 日本国内での需要量、国産品・輸入品の価格比較（ベース：国内統計、貿易統計、日本の生産者のデータ）
- ・ 損害15指標の総合的な評価（1販売、2利潤、3生産高、4市場占拠率、5生産性、6投資収益若しくは7操業度における現実の及び潜在的な低下、8資金流入、9在庫、10雇用、11賃金、12成長、13資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、14国内価格に影響を及ぼす要因又は15ダンピングの価格差）（ベース：日本の生産者の財務データ）

調査対象製品に係る情報を収集

「合理的に入手可能な」情報で記載

【参考①】 国内産業への損害（数量効果・価格効果の例）

企業の秘密情報

数量効果の例	X年度	X + 1年度	X + 2年度	
				対X年度
全世界輸入量	263千MT	306千MT	478千MT	+81.7%
A国からの輸入量	215千MT	263千MT	441千MT	+105.1%
全世界輸入量に占めるA国の割合	81.7%	85.9%	92.3%	+10.6ポイント
国内需要量*	754千MT	758千MT	765千MT	+1.5%
国内需要量に占めるA国産品の市場占拠率	28.5%	34.7%	57.6%	+29.1ポイント

*国内需要量については、業界団体が集計する統計情報や生産動態統計が活用可

価格効果の例	X年度	X + 1年度	X + 2年度	
				対X年度
国産品の国内販売価格	180円	175円	173円	▲3.9%
輸入品の国内販売価格	165円	158円	154円	▲7.1%
国産品と輸入品の販売価格差	15円	17円	19円	+26.7%
国産品と輸入品の販売価格差率	8.3%	9.7%	11.0%	+32.5ポイント

20

【参考②】 国内産業への損害（損害15指標の例）

企業の秘密情報

損害指標の例		X年度		X + 1年度	X + 2年度	対X年度
国産品の国内販売量		539千MT		495千MT	324千MT	▲39.9%
国産品の市場占拠率[国産品の国内販売量 / 国内需要量]		71.5%		65.3%	42.4%	▲29.1ポイント
国産品の自家消費量		100千MT		97千MT	98千MT	▲2%
国産品の国内販売額		80百万円		70百万円	40百万円	▲50%
国産品の自家消費額		17百万円		17百万円	16百万円	▲5%
売上高 (国内販売額 + 自家消費額)		97百万円		87百万円	56百万円	▲42%
利潤(利益)	営業利益	9.7百万円		4.9百万円	▲3.1百万円	正→負
	経常利益	8.2百万円		3.3百万円	▲2.7百万円	正→負
生産高(量)		786千MT		693千MT	603千MT	▲23.3%
生産性	[生産量 / 雇用]	8.73千MT		7.97千MT	7.54千MT	▲13.6%
投資	設備投資額[該当貨物部分]	15百万円		15百万円	13百万円	▲13.3%
	投資率[上記投資額 / 全社投資額]	7.4%		4.3%	1.6%	▲5.8ポイント
投資収益	[営業利益 / 設備投資額]	14.2%		5.9%	▲9.8%	▲24.0ポイント
	[経常利益 / 設備投資額]	11.5%		8.3%	▲6.8%	▲12.1ポイント
操業度 (稼働率) [生産量 / 生産能力 (800千MT)]		98.3%		86.6%	75.4%	▲22.9ポイント
キャッシュフロー (営業)		90百万円		87百万円	▲18百万円	▲108百万円
期末在庫	期首	期末	158千MT	118千MT	+ 10.3%	
	10千MT	107千MT				
雇用		90人		87人	80人	▲11.1%
賃金		335千円		330千円	325千円	▲3%
成長		生産設備の停止、研究開発費の抑制など成長の見込みは鈍化傾向にある。				
資金調達能力		新規設備投資の抑制が認められるなど資金調達能力は低下傾向にある。				

- 因果関係については、国内産業の損害が①ダンピング輸入の影響であることだけでなく、②ダンピング輸入以外の要因についても説明することが必要。

● 営業現場での声（営業日誌や取引先とのやり取り結果等）をもとにした説明

①

- ダンピング品の輸入量の急増及び価格の引き下げにより、国産の貨物の販売量、市場占拠率及び販売価格が下落。
 - 現に、使用者から、ダンピングされた安価な貨物の価格を引き合いに値下げ要求が行われている。
- ⇒これらの事実は、ダンピングと損害に因果関係があることを十分に示している。

②

（１）第三国輸入品の影響：国内産業への損害は、
調査対象国ではない国（第三国）からの輸入によるものではないか？

【説明の例】

- 第三国からの輸入品の価格を調べたところ、ダンピング品の価格や、国産の貨物（日本国内でダンピングと競合する品）の価格を常に上回っている。
 - 購入者は、価格で購入先を決定する。
- ⇒よって、国産の貨物の価格を引き下げていたのは 第三国からの輸入品ではない。



（２）自家消費の変動：国内産業への損害(売上高の減少)は、
自家消費（自社内取引）の減少によるものではないか？

【説明の例】

- 2011年から2013年の間で自家消費分の生産高に顕著な変動はない。
 - 自家消費分の出荷価格は、ダンピング品の影響を受けている商品市場価格を適用。
- ⇒自家消費についての価格及び売上高の2011年以降の減少は、ダンピング品の価格引き下げによるものである。



A D 共同申請の仮想事例（検討初期～中期段階）

令和 2 年 8 月 2 6 日
経 済 産 業 省
特 殊 関 税 等 調 査 室

0. 前提条件

事業会社 A では、ここ 1 年間で自社製品 X の売上が著しく減少していた。担当の営業部では、製品 X と競合する P 国産品が、ここ数年にわたり極めて安値で大量に輸入されており、それを引き合いにした失注や製品価格の引下げといった事例が多発していることに着目し、その状況を打開するための策として、A D 申請を行うことを検討することとした。A D 申請を行うためには、申請者の生産高が総生産高に対して 25% 以上であることが必要であったが、A 社の製品 X の生産高は総生産高に対して 20% であったことから、国内で製品 X を生産する他の事業会社である B 社（生産高割合 25%）及び C 社（生産高割合 45%）と共同で申請を行う方向で検討を進めることとした。（A 社・B 社・C 社の生産高の合計は国内総生産高の 90% となり、A 社・B 社・C 社が共同で申請を行うことにより要件を満たすこととなる。）

ハードル 1. 同業他社との接触が認められない

まず、A 社営業部は、P 国産品の輸入が急激に増加していることや、それら輸入品に対抗する手段として A 社が A D 申請を検討していること等の定性的情報について、B 社及び C 社と共有し、B 社及び C 社において、A D 申請を共同で行うことの可否について検討を行ってもらおうとした。

しかし、A 社経営企画部及び法務部は、一般的な情報であったとしても、同業他社と情報を共有することは、独占禁止法に抵触する（競争の実質的制限につながる）おそれがあるとして、① A 社営業部が B 社及び C 社と接触することを認めず、その結果、A 社営業部は B 社及び C 社に直接相談をもちかけることを断念した。

⇒論点①：A D 共同申請についての初期段階の検討は、同業他社間においてどのように進めればよいか。

例：輸入量の推移等、一般に公開されている統計情報をまとめる。

日本での A D 措置事例等について、経産省特関室が公開している情報を基にまとめる。
各社営業部以外の職員でチームを構成し、情報の共有範囲を限定した上で検討を行う。

ハードル2. 申請コストに対する各社のスタンスが揃わない

そこで②A社営業部は、弁護士（申請代理人）を立て、B社及びC社に相談をもちかけることとした。

B社は、A社同様に、国内市場においてP国産品との競合に苦しめられており、AD申請に対して比較的前向きな姿勢であったが、③共同申請者に名を連ねる条件として、国内最大手であるC社も申請者となることを挙げた。C社は、自社のコストカット等により収益改善を図っており、AD申請については、②ダンピングによる他社の損害の状況がわからない中で、費用対効果（勝算があるのか否か）が不明であるとして③消極的な姿勢を示した。特に、AD課税申請に係るコストは最低限に抑えたいとして、④新たに人的リソースを割くことや、②多額の弁護士費用を負担することは困難であるとの見解を示した。

⇒論点②：AD申請の勝算と申請に向けたコストが比較衡量されるAD共同申請の初期・中期段階において、弁護士費用を極力低く抑えることができないか。主たるコストは何か。

⇒論点③：AD共同申請の初期・中期段階において業界としてコンセンサスを醸成するための工夫はないか。

⇒論点④：AD共同申請を進める上で必要な社内の理解を得るためには何が効果的か。

ハードル3. 業界団体によるAD申請の呼び掛けができない

A社、B社及びC社が所属する業界団体Dは、通常業務の一環として、財務省貿易統計等の公表統計をベースに、会員企業が生産する製品と競合する製品の輸入量等についての情報を集計し、各会員企業に対してその集計結果を提供していた。その過程において、業界団体Dは、ここ数年で国内製品XがP国から大量に輸入され、その単価が極めて安くなっていることに気づいていたが、⑤複数の会員企業が出席する会合において、輸入品の情報や分析結果を提示し議論することは、独占禁止法に抵触する（競争の実質的制限につながる）おそれがあるとして、P国製品に係る問題提起等を行うことができていなかった。

⇒論点⑤：業界団体は、AD申請を検討する各会員企業に対してどのような付加価値を提供できるか。

例：業界団体が定期的に集計している情報（公表統計等）を必要な加工を施し提供する。
世界各国のAD措置発動状況等についての情報を提供する。

第2回アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時：令和2年9月30日（水）15時～17時
- 2 場 所：ウェブ会議
- 3 出席委員：川瀬委員（座長）、川島委員、泉水委員、武田委員、中川委員、服部委員、藤井委員
- 4 議事要旨：

議題1 米国・EUにおけるアンチダンピング措置の共同申請に係る競争法上の取扱いについて

藤井委員より資料1-1、武田委員より資料1-2についてそれぞれ説明があった後、討議を行った。討議の概要は以下のとおり。

○ 米国ノア・ペニントン法理のAD共同申請への適用について

（藤井委員）

- ノア・ペニントン法理に批判的な論者は、ノア・ペニントン法理の仮装例外の適用範囲を絞りすぎると、独占禁止法の執行ができないという問題意識があるのだと思う。アンチダンピング（AD）申請との関係では、極端な濫用事例に注意することと、反トラスト法違反とならないように情報交換の方法に注意することが、AD措置の活用と独占禁止法遵守のバランスをとっていく上で重要ではないか。

（武田委員）

- AD共同申請が直ちに問題となるわけではなく、競争法違反にならない制度を検討していくことが重要。

（服部委員）

- 資料1-1の7ページに根拠薄弱のAD申請とならないことや情報交換の方法といった留意点が書かれている。今回の研究会では、他の企業に声をかけて申請を行うことに関しても論点に含まれており、他の企業に接触を行う時にセンシティブな情報は出さないなど、ここに書かれているような留意点も、企業が共同申請を躊躇しないようニュアンスに配慮しつつ、成果物に反映するとよいのではないか。

（川瀬委員）

- AD協定第5条の調査開始要件は、根拠薄弱な申請が貿易活動に萎縮効果を与えないよう定められており、ノア・ペニントン法理も同様に根拠薄弱な申請を防止する役割があると理解した。AD協定の要件を充足しない証拠の水準とノア・ペニントン法理の適用対象外になってしまう証拠の水準との間に、相関関係はあるのか。

(藤井委員)

- 嫌がらせのための訴訟については、裁判所を使ったプロセスであるものの、競争の妨害が主目的だということでノア・ペニンントン法理は適用されないと理解している。ここでいう根拠薄弱なA D申請は、例えば米国の文献では証拠をねつ造するといった事例が紹介されているように、かなり悪質な事案だと考える。調査開始要件に該当する事案であれば根拠薄弱ではないし、仮に調査開始要件の証拠水準に至らない事案であっても、競争法上問題にならない情報交換の仕方をしていれば、もっぱらハラスメントを目的とした申請したものではないと評価すべきではないか。このような整理でなければ、A D申請に対して萎縮効果をもたらしてしまう。また、日本においては、ハラスメント目的のA D申請はこれまでの実務経験ではないものと認識している。

(川島委員)

- A D調査が進行して、ダンピング、損害が認定できるというときに、輸出事業者と調査当局が価格約束を行うことがある。価格約束で、この値段より下げてはならないという約束がなされて、申請者がそれにあわせて価格を上げることになるとカルテルと同じようなことになってしまうのではないか。制度を濫用するような形で、針の穴を通すような可能性の低いシナリオだが、資料1-2の注3で引用されている文献ではそのような懸念も示されているか。

(武田委員)

- 注3の論文はまさにそのような内容。米国でもA Dとカルテルを論じた文献はあまり多くないが、危惧されているのは、政府による措置が外国事業者に対する牽制になったり、国内事業者に対する価格統制機能を果たしたりすることがあるということ。申請について話し合っているうちに競争上機微な話題になってしまうといったことについては、あまり論文がなく、一般的な反トラスト法上の問題として処理されるのではないか。

議題2 アンチダンピング措置の共同申請における独占禁止法上の考え方について

公正取引委員会小室尚彦調整課長より資料2について説明があった後、討議を行った。討議の概要は以下のとおり。

○ A D共同申請に向けた情報交換の独占禁止法上の取扱いについて

(服部委員)

- 論点1の情報遮断措置について、資料2の6ページの相談事例では、企業全体ではなく限られた部門のみで情報を共有すべきと記載されている。他方で先ほどのご説明の中では、「企業として他社の情報には触れない」といったお話もあった。例えば、企業間の統合検討過程などでは、会社は色々な事業をしているので、関連の事業部門は当然だめだとして、例えば法務部や経営企画部などの事業に直接決定権を持たない部門で情報共有する、あるいは、クリーンチームを社内で作るということは一般的ではないかと思う。初期検討段階で外部の第三者をすぐに入れることを企業が躊躇すること

も考えられるところ、ＡＤ申請においてもこうしたクリーンチームと同様の考え方ができるのではないか。

（小室調整課長）

- この点は二つに分けて考える必要がある。ＡＤ申請の検討にあたり、他社との間で重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報の交換が生じる場合は、いくら事業部門でなくとも問題が生じ得るので、弁護士など第三者に入ってもらいたいと考える。他方、そういった競争手段に関係しない情報交換の場合には、独占禁止法違反のリスクが下がってくるので、第三者に入ってもらわなくても事業部門でない法務部等を介すれば企業間で情報交換可能ということになってこようかと思う。そういった競争手段に関係しない情報交換を目的とした場合でも、事業部門が他社と情報交換すると、センシティブ情報のやりとりにつながる可能性があるので、やはり事業部門でない法務部等を介した方がよいと思う。

（中川委員）

- 過去の事実に関する情報の集約等は、弁護士が情報遮断措置の役割を果たすということかと思う。問題は、弁護士が入る前の段階や、弁護士を飛ばして過去の情報を企業間で直接交換した場合。価格や生産量等のセンシティブな情報が各社間で交換されてしまった場合、それは暗黙の了解や共通意思形成に直ちにつながってしまうのか。それとも他に要素が必要となるのか。

（小室調整課長）

- 不当な取引制限の要件は独占禁止法第２条第６項の条文のとおりである。何をもって「意思の連絡」とされるかは東芝ケミカル事件など判例の積み重ねがあるところであり、そういった判例等の考え方に基づいて処理がなされたいと考える。情報交換が直ちに独占禁止法違反になるものではないが、暗黙の了解や共通意思形成が推認される事実が積み重なれば、独占禁止法違反になるということかと思う。

（川島委員）

- ＡＤ申請の結果、ＡＤ税が課されることとなった場合、輸入価格が上がる。その結果、各社が揃うような形で国内販売価格も上がることもある。これは事後の価格行動の一致とみられることとなるのか。

（川瀬委員）

- 川島委員の質問に補足して、ＡＤ税が課された後に国内販売価格が上がれば、それは不公正な価格が是正され、損害の救済がなされたいと考えるのがＷＴＯ協定上の考え方。これが独占禁止法違反ということになると、ＡＤ協定との建て付けとの関係でも厳しい。

(小室調整課長)

- どういった情報交換や経緯で価格が上がったかということは、個別事例における事実認定の問題となるが、我が国としてＡＤ措置を発動して、その結果として国内の関連商品の価格が上がることに、ＡＤ共同申請を行った事業者が独占禁止法違反となるかは別の問題ではないか。御留意いただきたいのは、ＡＤ共同申請時の情報交換の過程において、競争の制限に係る合意が形成され、事業者が共同して競争を実質的に制限することにつながらないようにしていただきたいという点である。その意味で、ＡＤ共同申請に関連する情報交換について、独占禁止法上、通常とは異なる特別な考え方が適用されるものではないと考える。

(泉水委員)

- ＡＤ税が課され、輸入価格が上がり、その結果、国内販売価格も上がったという場合、それはＡＤ税の賦課によって価格が上がっているのであって、価格上昇と情報交換との因果関係は、通常、断絶しているのではないか。東芝ケミカル事件の考え方に照らしても、共同意思連絡等は通常、推認されないと考える。他方、ＡＤ申請で情報交換をしたけれどもＡＤ税が発動されなかった場合は、その後の価格上昇との情報交換との因果関係が認められ、東芝ケミカル事件の法理が適用されるリスクがあると思う。

(川瀬委員)

- ＡＤ調査の結果、ＡＤ税を課さないこととなったにもかかわらず、国内販売価格が上昇するということは実際にあり得るのか。調査当局は延長調査を開始するにあたり、当初のＡＤ税の効果等について評価しているかと思う。実際にＡＤ税が課されることで国内価格は上がるものなのか。

(平林特殊関税等調査室長)

- 過去のＡＤ税の発動例では、国内販売価格の上昇が見られる。一方で、ＡＤ税が課されないこととなった場合、安値輸入が継続するため、国内販売価格が上がることは考えにくい。

(泉水委員)

- 実際には起きないはずなのでおかしい、ということになると思う。価格が上がる、上がらないというだけではなく、例えば本来下がるべきところが下がらないとか、より下がるべきところで下がり幅が緩やかになるということもあるかと思う。市場の変化として不自然な場合を念頭に置いている。

○ A D 共同申請及び A D 措置による外国事業者の排除の独占禁止法上の取扱いについて

(川島委員)

- 資料 2 の 9 ページに記載されている独占禁止法の解釈及び解釈論上の根拠について伺いたい。独占禁止法第 2 条第 6 項には「相互にその事業活動を拘束し」という文言があり、A D 申請はそもそも事業活動に当たらないということなのか、それとも米国のノア・ペニントン法理のように、申請が法令に基づく行為であるため、独占禁止法上問題とならないということなのか。資料 2 には第 3 条や第 8 条など他の条文も挙げられており、A D 共同申請が直ちに独占禁止法に違反しないというためには、これら 3 つの条文に共通した解釈論があると安全と思う。

(小室調整課長)

- 日本においてノア・ペニントンの法理があるかないかという点は、公正取引委員会としてはコメントする立場にないが、私の知る限り、この法理について述べた判例はない、ということになるかと思う。「相互に拘束し」だけに着目するというよりは、不当な取引制限に当てはまるか否かは条文全体の要件を基に判断される。最終的に競争の実質的制限につながらないように注意してもらうことが重要と考える。

(川島委員)

- A D 措置の結果、輸入品が排除されることとなった場合に、そこまで含めて考えると、共同申請によって競争の実質的制限が満たされた、と評価することも可能かと思うが、どのように考えるべきか。

(小室調整課長)

- A D 措置は条約に基づいた措置であり、A D 措置及びそれにより安い輸入品が入ってきにくくなったこと自体をもって、直ちに独禁法に抵触するとは考えられないのではないかと思う。

(藤井委員)

- ノア・ペニントン法理というかどうかは別として、A D 共同申請が反競争的作用を持つメカニズムは次のものが想定できる。一つは A D 税により外国からの競争圧力を排除するもの。もう一つは、共同申請者同士で価格等の暗黙の了解を形成し競争を停止するもの。その派生形として、外国事業者と国内事業者が価格約束等を契機に必要以上に高価格設定になると一種のカルテルを形成するというものもあるかもしれない。3 つ目はかなり例外的なものなので、前二者の外国事業者の排除と国内事業者間の競争停止がメインかと思う。ノア・ペニントン法理は、外国事業者の排除の点を念頭に置いて、その点は反トラスト法違反とならないことを明確にしていると思われ、情報遮断措置についてはそのうちの競争停止に関わる違反が起きないように手当てすべき問題だと思われる。

- AD措置というのは、法令及び条約で認められている措置であり、これについて共同で外国事業者の排除をしたとして独占禁止法に違反することにならないというのがノア・ペニントン法理であり、日本法上も独占禁止法違反とはならないという結論に反対する人はいないと考えている。実質的制限が生じていない、あるいは共同申請が公共の利益に反していないなど、日本法の解釈においても違反にならないという理屈は立てられると考える。

（武田委員）

- 外国事業者の排除については、米国の論文の中に国家行為理論で論じているものがあった。正当なAD措置の発動であるならば、国内事業者が排除したのではなく、国家行為によって排除されたのだというもの。泉水委員が御指摘されていた因果関係で説明してもよいと思う。この点に関する独占禁止法上のリスクについては、本研究会の論点から外してよいのではないか。

（泉水委員）

- 外国事業者の排除は独占禁止法第2条第6項ではなく、第2条第9項の共同取引拒絶という構成に当たるかどうかなのだろうが、国の行為が介在しているので、そもそも共同拒絶には当たらないというのが素直かと思う。競争者に対する取引妨害という構成も考えられが、やはり国の行為が介在しているので、通常、不当性はないと考える。これらの点は要件解釈から導かれると思う。

○ AD共同申請の検討に当たって必要な情報遮断措置について

（服部委員）

- 先ほどの話と繰り返しになるが、①生の価格や数量などセンシティブな情報は同業他社と交換すべきではない、また、②そういったセンシティブ情報でもある程度数字をまとめたものであれば事業者内部のクリーンチームでも共有できる、さらに、③センシティブ情報でないものは事業部でも持てるが、疑われないようにするのであれば、相手の情報をみないように事業部以外の人や外部の第三者を入れて自分の情報だけをインプットする、と3段階なのかと思った。
- AD申請に必要な情報は、個々の数値ではなく集計しまとめた情報であるが、これは同業他社とやり取りしてもよいのか。

（小室調整課長）

- 注意しなければいけないのはセンシティブ情報の交換。いくら事業部以外でも自社のセンシティブ情報を他社と交換するというのはリスクが高い。そこは外部の第三者に入ってもらうしかないと思う。
- また、個社の情報をまとめたものでも、どのように集約されているかによるので、全て問題ないということではない。また、公知になっていないものについては注意して取り扱う必要がある。

(中川委員)

- ある程度検討が進めば弁護士が入る。クリーンチームは、検討の初期段階でどうするかという問題。クリーンチームに事業部の社員が入ると難しいので、法務部とか経営企画部が望ましいということになっているが、ではそれらの部門だけでできるかというと、実際には事業部の関与なくしては難しい。

(藤井委員)

- 実務上の感覚は、中川委員の意見に近い。A Dの検討はM & Aとは違う。M & Aの場合はディールブレイクする場合もあるが、建前としては最終的に統合が予定されているので、情報交換の負の影響は永続しにくい。一方でA Dは引き続き競争相手であり続けるので、情報交換はさらに気をつけたほうがいいのではないかな。
- また、M & Aの成否の判断は、シナジー効果があるかなど、事業者自身である程度判断できるが、A Dの場合は申請が要件を満たしているかどうかを分析しなければならず、ここにはA Dの専門家の関与が不可欠であり、情報の集約、整理、評価について内製化はしにくいのではないかな。

○ A D申請に必要な情報ごとの独占禁止法への抵触リスクについて

(川島委員)

- A D申請に必要な情報ごとの独占禁止法上の取扱いについて、例えば本研究会の仮想事例では、かなり寡占度の高い市場が想定されている。こういった寡占市場では、販売価格について統計処理をしたとしても競業他社の販売価格はだいたい分かってしまうので、独占禁止法上の問題になりやすいのではないかな。もう一つは営業現場の声。これは不当廉売輸入と本邦産業の損害との因果関係を認定する際に重要となるが、こうした情報の交換は、独占禁止法上のリスクが高いように思う。一方で、営業現場の声等の情報であっても、販売価格等の具体的数値を秘匿して交換するのであれば、独占禁止法上のリスクは低くなるのか。
- 事業者団体ガイドラインでリスクが高いとされている、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容について、これらの情報は交換すると必ずしもすぐに独占禁止法違反というわけではなく、価格等の情報が含まれているから違反となるということか。

(小室調整課長)

- 一般論としては価格、数量、生産量等が特にセンシティブな情報であるとされている。これらよりはややリスクの落ちるものとしてコスト等に関する情報があるが、その交換にあたっては情報遮断措置を講じる必要はあると考えている。どの程度コスト等に関する情報を交換すると独占禁止法違反となるかは、市場の特性や事業者のシェア等によって変わってくるので、個別の事案の状況次第であり、一般論として申し上げることはできない。

- 川島委員ご指摘の事業者団体ガイドラインについては、情報交換の結果、価格とか数量、コスト等の予測につながりやすいようなものが視野に入っているかと思う。顧客との取引の内容といっても、「最近〇〇分野について顧客との取引状況が厳しい」といったような、競争相手が具体的な価格、数量、コスト等の数値を予測できないような一般的な話をするだけで、直ちに独占禁止法違反にはなるものではないと考えている。

(以上)

ノア・ペニントンの法理とアンチダンピング申請

2020年9月30日
アンチダンピング共同申請促進研究会(第2回)

西村あさひ法律事務所
弁護士 藤井 康次郎

ノア・ペニントンの法理の概要

- 2つのアメリカ連邦最高裁判決により形成された法理
 - Eastern Railroad Presidents Conference v. Noerr Motor Freight (Noerr事件)(1961)
 - United Mine Workers of America v. Pennington (Pennington事件)(1965)
- 合衆国憲法修正1条に規定される請願権の行使に由来し、幅広い立法、行政及び裁判所への請願行為について、米国独禁法(シャーマン法)の適用を免除するもの。
- ただし、請願を仮装した反競争的な行為には責任免除は適用がない(仮装例外。Sham Exception)

■ Eastern Railroad Presidents Conference v. Noerr Motor Freight (1961)

- 長距離トラック運送会社らが、鉄道会社らに対して、鉄道会社らが共謀して、州知事がFair Truck Bill 法案に拒否権を発動すべきよう働きかけ、トラック運送会社を排除することにつながったとして、長距離輸送の独占を共謀したとして、反トラスト法違反であると訴訟提起した事案
- 最高裁は、請願権は権利章典により保護されている自由であり、政府活動に関する陳情である限り、反トラスト法は鉄道会社らの活動に適用されないと判示
- ただし、当該行為が「仮装」(Sham)であれば、反トラスト法の適用が正当化される可能性を示唆

■ United Mine Workers of America v. Pennington (1965)

- 小規模鉱山会社が、全米鉱山労働者連盟に対して、全米鉱山労働者連盟と大規模炭坑会社とが共謀し、中小規模の炭坑経営者が競争できなくなるような最低賃金制度の確立を労働長官に陳情したとして、反トラスト法違反であると訴訟提起した事案
- 最高裁は、政府機関に対して影響力を行使しようとする共同努力は、競争を排除する意図があったとしても、反トラスト法に違反するものではないと判示

3

仮装例外の範囲(California Motor事件)

■ California Motor Transport. Co. v. Trucking Unlimited (1972)

- 原告トラック運送会社が、被告トラック運送会社らに対して、被告らが州及び連邦政府に対して繰り返して陳情して、競争者を排除等して現在及び将来の競争を弱める等の目的で、原告が営業許可を取得、譲渡又は登録するための申請を妨げる共謀につき、反トラスト法違反であると訴訟提起した事案
- 本件共謀は、陳情により公務員等に影響を与える目的ではなく、競争事業者による当局への重要なアクセスを禁止し、決定プロセスを奪う目的(=上記申請を妨害する目的)でなされていることに言及した上で、ノア・ペニントンの法理が適用されない例外的な状況である旨を判示

4

- Professional Real Estate Investors, Inc. v. Columbia Pictures Industries, Inc. (1993)
 - 映画スタジオらが、リゾートホテル経営会社(PRE)に対して、宿泊客が客室で鑑賞できるようにPREがビデオディスクを貸したこと等について、著作権侵害で訴訟提起したところ、PREが、映画スタジオに対して、当該著作権侵害の主張につき、反トラスト法違反行為であるとして反訴した事案
 - ノア・ペニントンの法理の仮装例外の適用可否(=Sham Exception該当性)につき、以下の二段階の審査を行う旨、判示
 - 合理的な訴訟当事者であれば、現実的には本案勝訴を見込めないという意味で、客観的に事実無根(objectively baseless)である必要がある
 - その上で、当該事実無根の訴訟が、裁判所の手続を反競争的手段として利用することで、直接的に競争者の取引関係を妨害する意図を糊塗するものであるか否かという観点から、当該訴訟が「仮装」(Sham)に該当するかを判断する

5

ノア・ペニントンの法理と仮装例外の範囲の動向

- 最高裁は、California Motor事件で仮装例外の適用事例を示す一方で、PRE事件で仮装例外とされる範囲は狭い(責任免除の範囲は広範であること)点を判示した。
- その後、複数の控訴裁判所は、1件の請願がされた場合にはPRE事件に基づき、Sham Exceptionを適用するが、複数の請願がされた場合にはCalifornia Motor事件に基づき、仮に客観的合理性のある請願であるとしても、主観的事実(反競争的目的)の有無を判断する枠組みを採用
 - 反トラスト法が適用免除される範囲を広げすぎないようにしている
 - 1件の請願に比べて、複数の請願をする場合には、類型的に見て請願以外の何らかの意図があると疑われる点に、判断枠組みに差異を設ける理由は一応あると考えられる
- 他方、他の控訴裁判所は、請願件数に関係なく、PRE事件の二段階審査を適用し、仮装例外の拡大には慎重

6

- AD申請(及びADの発動)には、輸入競争者による競争圧力を減退させる効果が一定程度存在することが想定されるが、政府に対する正当な申請行為である以上、ノア・ペニントン法理により、反トラスト法の責任が免除される。
- ただし、以下の点には留意が必要
 - 根拠薄弱のアンチダンピング申請を、もっぱら海外生産者を脅したり、海外生産者の応訴対応の負担を課す目的で行うような場合には仮装例外に該当し、ノア・ペニントン法理による責任免除が得られない可能性。
 - ノア・ペニントン法理の適用を受けるためには、アンチダンピング申請の過程で情報交換をする際には、以下の点に注意しないとならない(Antitrust Enforcement Guidelines For International Operations,1995)
 - 情報交換の範囲は、アンチダンピング申請に必要な範囲で行う
 - 競争上機微な情報は、弁護士等の第三者に集約、整理することとし、競争事業者間では直接行わない(反競争的な目的で利用されないことを確保する)

アンチダンピングの共同申請と競争法

大阪大学教授 武田邦宣

1. アンチダンピング制度とカルテル、ノアペニントン法理

・アンチダンピング制度が、事業者によってカルテルの成立および維持に利用されることがある¹。EU 委員会はカルテルの職権探知の端緒としてアンチダンピング申請がなされる場合を挙げている²。

・米国でもアンチダンピング制度がカルテルの成立および維持に利用されることを危惧する意見があり、申請に FTC の関与を主張する学説もある³。共同申請段階での情報交換によりカルテルが生じることを懸念するものもある⁴。

・ノアペニントン法理は、その肥大化が指摘されており⁵、反トラスト法一般に関する立場にかかわらず、学説上、必ずしも好意的な意見ばかりではない⁶。FTC スタッフもノアペニントン法理の無規律な拡大を注意している⁷。

・しかし米国法において、アンチダンピング措置の（共同）申請がノアペニントン法理の対象となることは確かであり、同法理に対する立場にかかわらず、共通理解となっている⁸。

2. 許される情報交換と許されない情報交換

・司法省と FTC は、1995 年の国際事業活動ガイドラインにおいて、アンチダンピング措置の申請に必要な範囲を超える情報交換はノアペニントン法理により保護されることはないと言ったことがある⁹。

Situation:

In the course of preparing an antidumping case, which requires the U.S. industry to demonstrate that it has been injured through the effects of the dumped imports, producers representing 75 percent of U.S. output exchange the information required for the adjudication. All the information is exchanged indirectly through third parties and in an aggregated form that makes the identity of any particular producer's information impossible to discern.

Discussion:

Information exchanged by competitors within the context of an antidumping proceeding implicates the Noerr- Pennington petitioning immunity. To the extent that these exchanges are reasonably necessary in order for them to prepare their joint petition, which is permitted under the trade laws, Noerr is available to protect against antitrust liability that would otherwise arise. On these facts the parties are likely to be immunized by Noerr if they have taken the necessary measures to ensure that the provision of sensitive information called for by the Commerce Department and the ITC cannot be used for anticompetitive purposes. In such a situation, the information exchange is incidental to genuine petitioning and is not subject to the antitrust laws. Conversely, were the parties directly to exchange extensive information relating to their costs, the prices each has charged for the product, pricing trends, and profitability, including information about specific transactions that went beyond the scope of those facts required for the adjudication, such conduct would go beyond the contemplated protection of Noerr immunity.

・ 第三者を通じた、個別情報ではない統計的データの共有が安全と考えられている。他方、個別企業の費用や価格にかかる情報交換は、アンチダンピング措置の申請に必要不可欠とは言えないとして、少なくともノアペニントン法理の保護の対象外とする。

・ 司法省と FTC は、2000 年の水平協力行為ガイドラインにおいて、「競争上重要な情報 (competitively sensitive information)」の共有について、適切なセーフガードを設けることにより協調的行動の発生を抑止し得るとの考えを示している¹⁰。

・ EU 委員会は、2011 年の水平協力行為ガイドラインにおいて、「戦略的情報 (strategic information)」の共有について、価格と数量に関する情報が最も戦略的であり、費用と需要に関する情報がそれに続くとしている。また、個別データか統計データか、過去のデータかどうか (data age)、データ共有の頻度などについて、その考え方を示している¹¹。

¹ 国際カルテルに関して、A.Gnutzmann-Mkrtchyan & M.Hoffstadt, *Use and Abuse of Antidumping by Global Cartels* (2019)は、①ニトリルゴムカルテル（1996年～2002年）においてインドによるアンチダンピング措置（1994年）が協調的行動を誘引する機能を果たしたこと（at 7-8）、また、②ブラウン管カルテル（1997年～2007年）においてEUによるアンチダンピング措置がカルテルを維持する機能（カルテル破りへの制裁）を果たしたことを（at 9-11）、それぞれ示している。

² Note by European Union, OECD Roundtable on Ex Officio Cartel Investigations and the Use of Screens to Detect Cartels, DAF/COMP/WD(2013)125, para.22-23. 域内カルテルを維持するために域外からの競争品を排除するシナリオを示しており、その具体例として、クロロプレンゴムのカルテル（O.J.C 251/3 (2008)）について、アンチダンピング措置によって日本企業を排除しようとした例を指摘している。

³ S.Cho, *Anticompetitive Trade Remedies: How Antidumping Measures Obstruct Market Competition*, 87 N.C.L.REV.357, 419-421 (2009)（輸出カルテルの適用除外法であるウェーブポメリン法を参考にする）。

⁴ R.J.Pierce, Jr., *Antidumping Law as a Means of Facilitating Cartelization*, 67 ANTITRUST L.REV.725, 741 (2000).

⁵ そのような判例の傾向を示す最近の例として、U.S. Futures Exchange. L.L.C. v. Board of Trade of the City of Chicago, No. 18-3558 (7th Cir. 2020)。

⁶ ノアペニントン法理の肥大化を批判する T.Wu, *Antitrust & Corruption: Overruling Noerr* (2020), at 13 は、「R.BORK の ANTITRUST PARADOX でさえ、ノア法理が反競争行為に対してお墨付きを与え過ぎと言うのだ」と指摘している。なお、id. at 1 n.3 に、ノアペニントン法理に批判的な論稿が整理されている。

⁷ FTC Staff Report, *Enforcement Perspectives on the Noerr-Pennington Doctrine* (2006).

⁸ Pierce, Jr., *supra* note 4, at 741. Wu は、ノアペニントン法理を放棄して憲法上の価値を直接に評価する解釈方法を主張した上で、「商務省に鉄鋼関税の例外措置を求めるメーカーは憲法によって保護されるであろう、そして多くのロビー活動もそうであろう。」と述べている（Wu, *supra* note 5, at 17）。

⁹ DOJ & FTC, *Antitrust Enforcement Guidelines for International Operations* (1995), para.3.34.

¹⁰ FTC & DOJ, *Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitors* (2000), para.3.34 (e).

¹¹ European Commission, *Guidelines on the Applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to Horizontal Co-operation Agreements* (2011), para.86-94.



公正取引委員会

「アンチダンピング措置の共同申請」 における独占禁止法上の考え方について

令和2年9月30日
公正取引委員会事務総局
経済取引局調整課

1

独占禁止法について

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

本資料の前提

- 何らかの情報交換自体が直ちに独占禁止法上の問題となるものではない。情報交換の過程において、事業者間で、価格、数量、顧客・販路、設備等に関する競争の制限に係る合意が形成され、事業者が共同して市場における競争を実質的に制限する場合には、原則として独占禁止法違反となる。
- 本資料で示すのはあくまで一般論であり、独占禁止法上の問題の有無は個別のケースごとに判断される。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第二条

- ⑤ この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。
- ⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
- 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（抄）

第二の9 情報活動

(1) 情報活動の多様性

事業者団体が、当該産業に関する商品知識、技術動向、経営知識、市場環境、産業活動実績、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての客観的な情報を収集し、これを構成事業者や関連産業、消費者等に提供する活動は、当該産業への社会公共的な要請を的確にとらえて対応し、消費者の利便の向上を図り、また、当該産業の実態を把握・紹介する等の種々の目的から行われるものであり、このような情報活動のうち、独占禁止法上特段の問題を生じないものの範囲は広い。

(2) 違反となるおそれがある行為

一方、事業者団体の情報活動を通じて、競争関係にある事業者間において、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果を生ぜしめる場合がある。このような観点から見て、下記9-1に挙げるような情報活動は、違反となるおそれがある。

(略)

なお、事業者団体によるこのような情報活動を通じて、事業者間で、価格、数量、顧客・販路、設備等に関する競争の制限に係る合意が形成され、事業者が共同して市場における競争を実質的に制限する場合には、これら事業者の行為が法第三条の規定に違反する。

9-1（重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報活動）

- 構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量の具体的な計画や見通し、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容、予定する設備投資の限度等、各構成事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報について、構成事業者との間で収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。

3

関連ガイドライン抜粋②

事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（抄）

第二の9 情報活動

(3) 原則として違反とならない行為

9-3（技術動向、経営知識等に関する情報の収集・提供）

- 政府機関、民間の調査機関等が提供する当該産業に関連した技術動向、経営知識、市場環境、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての一般的な情報を収集し、提供すること。

9-4（事業活動に係る過去の事実に関する情報の収集・公表）

- 当該産業の活動実績を全般的に把握し、周知するために、過去の生産、販売、設備投資等に係る数量や金額等構成事業者の事業活動に係る過去の事実に関する概括的な情報を構成事業者から任意に収集して、客観的に統計処理し、個々の構成事業者の数量や金額等を明示することなく、概括的に公表すること（価格に関するもの及び1-(2)-3〔※〕に該当するものを除く。）。ただし、構成事業者により既に当該構成事業者に係る数量、金額等が公表されている場合には、その数量、金額等を明示しても構わない。

9-5（価格に関する情報の需要者等のための収集・提供）

- 需要者、構成事業者等に対して過去の価格に関する情報を提供するため、構成事業者から価格に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、個々の構成事業者の価格を明示することなく、概括的に、需要者を含めて提供すること（1-(2)-3〔※〕に該当するものを除く。また、事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。

〔※〕1-(2)-3（価格制限行為の監視のための情報活動）

- 価格制限行為の内容の実施を監視するために、取引価格、取引先等構成事業者の事業活動の内容について、情報の収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。

第二の11 共同事業

(2)ウ 共同事業の態様

事業者団体が、共同事業について、構成事業者にその参加若しくは利用を強制し、又はその参加若しくは利用について事業者間で差別的な取扱いをすることは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

米国水平協力ガイドライン Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitors

para. 3.2, 3.3, 3.31, 3.34, 3.34 (e)

- 競争事業者間の協定の名称を問わず、価格の引き上げや数量制限を行うための単なる場である場合には、適法とは見なされない。
- 競争事業者間の協定については、当局は反競争の効果の有無の検討を行い、反競争的な性質を持つ場合には違反となる可能性がある。
- 事業者による独立した意思決定を制約したり、価格、数量、競争上重要な情報等について制約している協定は、反競争的な性質を持ち得る。また、競争上重要な情報の交換などを通じて、明示又は黙示の合意により、違反行為につながるおそれがある。
- 当局は、協定の性質を判断するため、協定参加事業者が協定外において独自に競争を続けることができるか、協定内での競争上重要な情報の取扱いが適切か、協定の期間の長さはどれくらいかなどの要素について検討する。
- 競争上重要な情報の共有については、当該情報にアクセスすることができる者を、独立した第三者に限定するなどの措置が採られる。一般論として、情報共有における適切な措置が講じられているならば、違反行為を誘発する可能性は低くなる。

EU水平協力ガイドライン Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreement

para. 86-94

- 競合他社間で経営戦略上重要な情報を交換することは、他の情報を交換する場合よりも違反となる可能性が高い。経営戦略上重要な情報とは、価格（例えば実際の価格、割引額、値上げ額又はリベート額）、顧客リスト、生産コスト、数量、売上高などがあり、中でも価格と数量に関連する情報が最も重要であり、その次にコストと需要に関する情報が続く。その他、情報の重要性は情報が集約されているか、いつの情報か、市場の状況及び情報交換の頻度によっても異なる。
- 情報交換に参加している事業者が関連市場で大部分をカバーしているか否かによって競争制限的な影響の有無は異なる。何をもって関連市場の大部分をカバーしているか否かは統一的な基準は示せず、個別に判断することになる。
- 個別の企業レベルの情報として認識することが困難な状態の情報の交換は、個別の企業情報の交換と比較して競争制限効果が生じる可能性はかなり低くなる。厳しい寡占状態にある市場でない限り、このような情報の交換が競争制限的な影響を与える可能性は低い。
- 過去の情報を交換する場合、それが競合他社の将来の行動を予測させたり、市場での共通の理解をもたらす可能性が低いいため、違反につながるおそれは低くなる。情報が過去のものであるかどうかは、関連市場の特性、特に業界での価格再交渉の頻度等によって判断が異なる。
- 情報の頻繁な交換は、違反となるリスクを増大させる。ただし、どの程度の頻度での情報交換が違反につながるかは、情報の性質、いつの情報か、及び集約の有無にもよる。
- 公開されている情報の交換であれば、違反となる可能性は低い。公開されている情報とは、全ての競合他社と取引先が一般的に平等にアクセスできる情報のこと。公開されている情報であっても、競合他社による追加の情報交換が存在すると、競争に制限的な影響が生じる可能性がある。

5

関連相談事例①

平成29年度相談事例集「8 競合する家電製品メーカーによる配送の共同化のための情報共有」

相談者

家電製品メーカー 6 社（以下「6 社」という。）

相談の要旨

- (1) 6 社は、それぞれ家電製品を全国の在庫拠点から販売先の全国の卸売業者や小売業者等に配送しており、当該拠点における家電製品の荷役、保管及び当該拠点からの配送の業務を倉庫業者、運送業者等の物流業者に委託している。6 社がそれぞれ製造販売する家電製品の販売価格に占める物流経費の割合は、各社いずれも約 5 パーセントである。
 - (2) 家電製品の流通経路がおおむね共通する 6 社は、将来における物流業務の共同化の実現性及びそのスキームを検討するため、以下の情報を共有したいとしている。ただし、共同配送の可否等の検討は限られた部門・人員で行い、検討に必要な情報は当該部門・人員内のみで共有するよう適切な情報遮断措置を講じる。
 - ① 各在庫拠点の納品先の名称及び納入条件、配送業者の名称及び契約条件
 - ② 各在庫拠点において保管・配送する家電製品の容積
 - ③ 各在庫拠点における家電製品の大きさ（大・中・小）ごとの荷役、保管及び配送の原価
 - ④ 家電製品の引渡し方法、納品伝票の様式等
- なお、①～④のいずれにおいても、家電製品の価格又は数量に関する情報は共有しない。
このような 6 社の取組は、独占禁止法上問題ないか。

独占禁止法上の考え方

- (1) 本件は、6 社が、将来における物流業務の共同化の実現性及びそのスキームを検討するために各社の物流業務に係る情報を共有するものであるところ、
 - ① 6 社がそれぞれ製造販売する家電製品の販売価格に占める各社の物流経費の割合（共同化割合）はいずれも約 5 パーセントと小さいことから、家電製品それぞれの製造販売分野における競争を実質的に制限するものではないこと
 - ② 家電製品の価格又は数量に関する情報は共有しないこと
 - ③ 共同配送の可否等の検討は限られた部門・人員で行われ、検討に必要な情報は当該部門・人員内のみで共有されるよう適切な情報遮断措置が講じられることから、独占禁止法上問題となるものではない。

回答の要旨

家電製品メーカー 6 社が、将来における物流業務の共同化の実現性及びそのスキームを検討するために各社の物流業務に係る情報を共有することは、独占禁止法上問題となるものではない。

平成14年相談事例集「4 会員別出荷数量等の情報交換」

相談者

研削材製造業者の団体

相談の要旨

- (1) 現在、国内の研削材メーカーは8社であり、そのうちの7社が当団体の会員である（残りの1社は最近まで会員であったが、脱退している。）。しかし、会員のシェアは、東南アジアからの輸入品が国産品の2～3倍出回っているため30%前後である。
- (2) 現在、当団体で検討している事業の一つに、研削材の品種別生産・出荷数量に関する情報活動がある。
その内容は、毎月会員7社及び脱退会社1社（以下「会員等」という。）から研削材の品種別、用途別生産・出荷数量の総計について任意に情報を提供してもらい、このデータを当団体で集計、整理して月ごとの統計資料を作成し、会員等及び関連団体等に提供しようというものである。
- (3) 統計資料は会員等に提供するものと関連団体等に提供するものとの2種類とする。会員等に提供するものは各社別の生産・出荷数量が分かるようになっているものであり、関連団体等に提供するものは品種別、用途別の合計数値である。これらの情報提供活動を行うことは独占禁止法上問題ないか。

独占禁止法上の考え方

- (1) 団体として、当該産業の活動実績を全般的に把握し、周知するために、過去の生産、販売に係る数量等構成事業者の事業活動に係る過去の実績を任意に収集して、客観的に統計処理し、個々の構成事業者の数量等を明示することなく、概括的に公表することは、独占禁止法上問題ない。
- (2) 会員等に提供する資料は、各社が公表していない過去の品種別生産・出荷数量に係る数値を、個々の事業者ごとに数値を明示して提供するものであり、このような情報活動を行うことは、各社間の生産数量等の制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながり、独占禁止法上問題となるおそれがある。

回答の要旨

団体が、生産数量等に係る数値を個々の事業者ごとに数値を明示して会員等に提供することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

7

AD措置の共同申請における独占禁止法上の論点

- 第1回の研究会の議論を踏まえ、独占禁止法に関連する論点として以下3点が経済産業省から提示された。
- 各論点について、独占禁止法上の一般的な考え方を示す。ただし、最終的な独占禁止法上の問題の有無については個別のケースごとに判断されることに留意。

論点1

アンチダンピング措置の共同申請に向けた検討を開始するため、自社の営業部と他社の営業部の間で、
○自社製品と競合する海外製品の輸入量が増加傾向にあることや海外製品の価格が下がっているといった公表情報に基づく定性的な情報や、
○経済産業省HPに掲載されているアンチダンピング措置の概要や過去の措置事例といった公開情報を共有した上で、共同申請の検討を開始するかどうかの連絡を行うことは、独占禁止法に抵触する（競争の実質的制限につながる）おそれはあるか。また、アンチダンピング措置の共同申請行為は、独占禁止法第2条第6項に規定されている「不当な取引制限」に該当するか。

論点2

アンチダンピング措置の共同申請の検討や申請書の作成に当たっては、各種情報を申請企業全体の数値として集計する必要がある。集計に当たっては、弁護士やクリーンチームといった情報遮断措置を講じた上で行い、集計値から個社のデータが推測されないよう、生の数値は個社には開示しないといったプラクティスが一般的であるが、こうした配慮を特に必要とする、独占禁止法に抵触する（競争の実質的制限につながる）おそれの高い情報はどのようなものか。
また、これらの情報について、将来の見通しではなく過去のデータである場合、独占禁止法に抵触するリスクは変わってくるか。

論点3

業界団体が会員企業に対して、アンチダンピング措置の申請の必要性を検討できるよう、
○貿易統計や他国のアンチダンピング措置の発動状況といった公開情報をまとめた輸入動向に関する資料や、
○会員企業の生産量や国内販売量といった非公開情報を収集、集計し、個社のデータが分からないよう加工した国内の生産動向や需要動向に関する資料
を会員企業に定期的に提供することは、独占禁止法に抵触するおそれはあるか。
また、実際に海外製品の安値輸入が増加した際に、業界団体が会員企業に対して、アンチダンピング措置の申請を呼び掛けるため、会員企業との会議を開催し、上記の資料を基にアンチダンピング措置の申請の可能性について議論することは、独占禁止法に抵触するおそれはあるか。

8

アンチダンピング措置の共同申請に向けた検討を開始するため、自社の営業部と他社の営業部の間で、
○自社製品と競合する海外製品の輸入量が増加傾向にあることや海外製品の価格が下がっているといった公表情報に基づく定性的な情報や、
○経済産業省HPに掲載されているアンチダンピング措置の概要や過去の措置事例といった公開情報を共有した上で、共同申請の検討を開始するかどうかの連絡を行うことは、独占禁止法に抵触する（競争の実質的制限につながる）おそれはあるか。

考え方 既に公表されている情報など一般的な情報を共有した上で、アンチダンピングの共同申請の検討を開始するか否かの連絡を行うこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

参考 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針9-3, 9-4

また、アンチダンピング措置の共同申請行為は、独占禁止法第2条第6項に規定されている「不当な取引制限」に該当するか。

考え方 法令に基づいてアンチダンピング措置の共同申請を行うこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。
ただし、当該共同申請の過程において、事業者間で、価格、数量、顧客・販路、設備等に関する競争の制限に係る合意が形成され、事業者が共同して市場における競争を実質的に制限する場合には、これら事業者の行為は独占禁止法第三条の規定に違反する。

参考 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針9(2)

9

アンチダンピング措置の共同申請の検討や申請書の作成に当たっては、各種情報を申請企業全体の数値として集計する必要がある。集計に当たっては、弁護士やクリーンチームといった情報遮断措置を講じた上で、集計値から個社のデータが推測されないよう、生の数値は個社には開示しないといったプラクティスが一般的であるが、こうした配慮を特に必要とする、独占禁止法に抵触する（競争の実質的制限につながる）おそれの高い情報はどのようなものか。

また、これらの情報について、将来の見通しではなく過去のデータである場合、独占禁止法に抵触するリスクは変わりうるか。

考え方 事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量の具体的な計画や見通し、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容、予定する設備投資の限度等、事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報について情報交換を行うことは独占禁止法上問題となるおそれがある行為とされており、これらに該当する情報の場合、共同申請時に共有する情報として注意が必要。

また、過去の事実に関する情報であっても、各社が公表していない過去の生産・出荷数量に係る数値を、個々の事業者ごとに数値を明示して共有する場合には、各社間の生産数量等の制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながり、独占禁止法上問題となるおそれがある。

参考 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針 9-1

平成29年度相談事例集「8 競合する家電製品メーカーによる配送の共同化のための情報共有」

平成14年相談事例集「4 会員別出荷数量等の情報交換」

業界団体が会員企業に対して、アンチダンピング措置の申請の必要性を検討できるよう、
○貿易統計や他国のアンチダンピング措置の発動状況といった公開情報をまとめた輸入動向に関する資料や、
○会員企業の生産量や国内販売量といった非公開情報を収集、集計し、個社のデータが分からないよう加工した国内の生産動向や需要動向に関する資料
を会員企業に定期的に提供することは、独占禁止法に抵触するおそれはあるか。

考え方

アンチダンピング措置の申請の必要性を検討するために、事業者団体が、既に公表されている情報をまとめて構成事業者のために資料を作成・提供することや、構成事業者の生産量や国内販売量といった非公開情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、個々の構成事業者の数値を明示することなく提供することは、原則として独占禁止法上問題とならない。

参考 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針9-3, 9-4

11

論点 3 (2)

また、実際に海外製品の安値輸入が増加した際に、業界団体が会員企業に対して、アンチダンピング措置の申請を呼び掛けるため、会員企業との会議を開催し、上記の資料を基にアンチダンピング措置の申請の可能性について議論することは、独占禁止法に抵触するおそれはあるか。

考え方

事業者団体が、実際に海外製品の安値輸入が増加した際に、構成事業者に対してアンチダンピング措置の申請を呼び掛けるため、構成事業者との会議を開催し、上記の資料を基にアンチダンピング措置の申請の可能性について議論すること自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

ただし、その過程において、事業者間で、価格、数量、顧客・販路、設備等に関する競争の制限に係る合意が形成され、事業者が共同して市場における競争を実質的に制限する場合には、これら事業者の行為は独占禁止法第三条の規定に違反する。

また、事業者団体が、構成事業者に対して、アンチダンピング措置の共同申請への参加を強制したり、又はその参加について事業者間で差別的な取扱いをすることは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

参考 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針9(2), 9-3, 9-4, 11(2)ウ

第3回アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時：令和2年10月23日（金）14時～15時30分
- 2 場 所：ウェブ会議
- 3 出席委員：川瀬委員（座長）、川島委員、泉水委員、武田委員、中川委員、服部委員、藤井委員
- 4 議事要旨：

議題 アンチダンピング措置の共同申請に向けた検討のモデルケースについて

事務局から資料（アンチダンピング措置の共同申請に向けた検討のモデルケース（案））について説明があった後、討議を行った。討議の概要は以下のとおり。

○ 論点1について

（泉水委員）

- 「競争上機微な情報」という文言が多く出てくるが、定義が置かれていないところ、第2回研究会における公正取引委員会提出資料にあった定義を引用しているものと理解している。
- 中小企業が競争上機微な情報を交換する場合について、記載が分かりにくく、誤解が生じてリスクのある行動がとられないか懸念がある。「申請の検討初期段階から」が「弁護士に相談し」に係っていると分かるよう、「同業他社との接触や情報交換の内容については、弁護士に相談し」と読点を加えるとよいのではないか。また、「適宜、協議の場に同席を求める」というのも「同席」の主語が分かりにくいので、「適宜、弁護士に協議の場に同席を求める」とした方がよいのではないか。

（武田委員）

- 「AD申請に必要な情報を弁護士に集約することとし、集約した情報で他社情報が推認できる情報に相互に触れないように確保すること」とあるが、後半が分かりにくい。弁護士に集約するという事に尽きるのではないか。

（服部委員）

- 「集約した情報」という文言が、単に集まってきた情報そのものなのか、それをまとめた形に加工した情報なのかというところが分かりにくいのではないか。集めた情報はすごく細かい情報なので、それをそのまま伝えず概数的なものに加工することが一般的かと思うが、まとめた情報から個々の情報が推認されてはならない。また、生の情報であれば、当然推認できるのではないか。

（泉水委員）

- 生の情報や、それを集計したり加工したりした情報であっても、他社情報が推認されるものは各社に出してはならないということは重要だと考える。

○ 論点2について

(川島委員)

- 解説に売上原価に関する記載があるが、売上原価は損害15指標には含まれないのではないか。

(平林特殊関税等調査室長)

- 売上原価は利潤の中に含まれている要素と考えており、また、我々が損害を分析する上で売上原価は重要な指標として位置付けているので、そのことを読み手に示す観点から記載したいと考えている。

(藤井委員)

- 解説の第2段落中に「競争上特に機微な情報」という文言があるが、販売量や生産高も一般的には機微な情報にあたるとされるが、AD申請を必要以上に萎縮させないという観点からは、今回あえて「競争上特に機微な情報」として記載をすべきか、各委員のご意見を伺いたい。販売量や市場シェアといった情報は公開されている場合もあり、常に機微情報に当たるとは必ずしもいえないのではないかという問題意識を持っている。

(服部委員)

- 実際の販売量や生産高よりは生産余力といった情報の方がより機微な情報といえるとは考えるが、一般的には販売量や生産高も競争上の機微情報とされている。また、前回の研究会において、公正取引委員会のご担当者も販売量や生産高を競争上の機微情報と整理していないかは確認する必要があると思う。欧州委員会でも、市場シェアは常に公開情報というわけではなくレンジで表記したりしているし、数量は機微情報の典型という印象を持っている。

(平林特殊関税等調査室長)

- 前回の研究会では、公正取引委員会から、価格数量が競争上機微な情報に当たるとご発言いただいたところである。

(泉水委員)

- 競争法の世界では価格と数量は常に機微情報として並べて議論されるので、価格は機微情報であるが数量は機微情報ではないというのは違和感を覚える。販売量が公開されているような業界もあると思うが、一般論として、販売数量は機微情報に当たるといえるのではないか。また、生産能力や供給余力はそれ以上に機微な情報に当たると考える。

(武田委員)

- EUのガイドラインでも数量は機微な情報として整理されているので、機微な情報として記載しておくのがよいのではないか。

○ 論点 3 及び 4 について

(川瀬委員)

- これらの論点については、理論というよりも業界の実務にとって役立つ内容となっているかが重要と考える。これらの論点を始め、公表後、業界から実際にこのモデルケースを使ってみての意見などをヒアリングし、アップデートしていくことが必要。

○ 論点 5 について

(服部委員)

- 業界団体も大小様々な規模のものがあり、幹事会社から業界団体の事務局に派遣されている例もある。派遣期間中は業界団体の業務に専従していることが多いが、中には派遣元の会社の業務と兼務しているような場合もあり、その場合、業界団体が情報集約の役割を期待できるか疑問がある。そういった場合を除けば、モデルケース記載の例は最善の方法という感じがする。

(中川委員)

- 生え抜きの事務局職員がいて、A D 申請を自ら行えるような業界団体は限られている。このモデルケースを読むような団体には強固な組織がないような場合が多いのではないか。モデルケースとしてはこの内容でよいが、独占禁止法の観点からいうと、傘下企業から業界団体への派遣者が情報を派遣元会社に持ち帰ることがないようにしなければならないといったメッセージの役割を本モデルケースが果たせばよいと考える。

○ その他全体について

(川島委員)

- 本モデルケースだけではなく、本研究会の議事要旨、第 2 回研究会での公正取引委員会説明資料を始めとする研究会提出資料、これらを総合的に参照してもらうと事業者にとって有益な指針が得られるのではないかと思います。
- 例えば、公正取引委員会の資料では「法令に基づいて A D の共同申請を行うことは直ちに独占禁止法上問題になるものではない」と非常に明確に述べられており、また、議事要旨を見てもらえば、委員間でコンセンサスが得られたことも分かるかと思う。この点については、モデルケースの「はじめに」などに何らか盛り込むとよいのではないか。
- なお、第 2 回研究会において国の行為が介在したことにより因果関係が遮断されたという議論があったかと思うが、この点に関連してパラマウントベッド事件をご紹介したい。この事案では、地方公共団体の行為が介在したからといって、事業者の独占禁止法違反の責任が否定されるわけでないということになったが、これはパラマウントベッド社製品の特徴を入札仕様書に盛り込むよう働きかけ、その特徴に関し同社が実用新案権等を有していることを担当者に伏していたためであり、まさしく行政機関の行為が sham（仮装）に利用された事案といえる。A D の共同申請においても、例えば申請者が虚偽の情報に基づいて申請を行い、これが A D 課税に結びつけば、独占禁止法違反を問う余地があると考ええる。

（服部委員）

- 川島委員ご指摘のように、共同申請を行うこと自体は独占禁止に違反しないという点は、モデルケースの議論の前提にもなっているので、冒頭部分に記載してもよいのではないか。

（泉水委員）

- 川島委員ご指摘の事例にも関連するが、経済産業省を始め国家機関を道具としてカルテルを形成する手法は、ハブアンドスポーク共謀と呼ばれる典型的な競争法違反行為の一つであり、AD措置が sham に利用される可能性はある。
- 「独占禁止法上直ちに問題とならない」といった表現を追加することはよいと思うが、「はじめに」ではなく３頁の解説に追加する方が適切ではないか。

各委員からの意見を踏まえ、経済産業省にてアンチダンピング措置の共同申請に向けた検討のモデルケース案に必要な修正を加え、後日公表することとなった。

（以上）